



職員の給与等に関する 報告及び勧告

令和6年10月

熊本県人事委員会

人委第182号

令和6年(2024年)10月11日

熊本県議会議長 山 口 裕 様

熊 本 県 知 事 木 村 敬 様

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1

報告（職員の給与等に関する報告）	1
Ⅰ 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え	1
Ⅱ 職員の給与	3
1 職員の給与の状況	3
2 民間の給与の状況等	4
3 職員給与と民間給与との比較	6
4 生計費及び物価	8
5 国家公務員の給与	9
6 本年の給与の改定	12
7 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）	13
Ⅲ 職員の人事管理に関する今後の課題	18
1 人材の確保及び育成等	18
2 働き方改革と勤務環境の整備	21
3 会計年度任用職員等の勤務条件	29
4 県民の信頼確保	29
Ⅳ 給与に関する勧告実施の要請	30

別紙第2

勧告（職員の給与に関する勧告）	31
-----------------	----

別記

人事院の給与勧告等の概要	113
--------------	-----

参考資料	123
------	-----

職員の給与等に関する報告

報 告

I 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置が講じられなければならないとされています（情勢適應の原則）。また、給与については、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を、給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮して定めなければならないとされています（均衡の原則）。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適應の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものであり、本委員会は、毎年、県内の民間企業の給与等の状況を精確に調査、分析し、人事院が行う報告及び勧告、他の地方公共団体の職員の給与等の状況等を総合的に勘案して、報告及び勧告を行っています。

本委員会は、従来から給与制度については国に準じた見直しを行いながら、給与水準については、地域の国家公務員との均衡も考慮しつつ、毎年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査に基づき、地域の民間企業の給与水準との均衡を図ることを基本としています。

本年、人事院は、国家公務員の人事管理上の重点課題に対応するため、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）を勧告しました。本県の給与制度は従来から国に準じており、今回の給与制度の整備は、人材確保への対応、組織パフォーマンスの向上、ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応といった、本県が直面する課題にも合致したものとなっています。

そこで、本県においても、原則として令和7年4月から、国に準じて給与制度の整備を実施する必要があると判断しました。

本委員会は、これまで、情勢適應の原則及び均衡の原則に基づき、必要な措置について報告及び勧告を行ってきたところです。今後とも、民間給与の実態、社会情勢の動き等を的確

に捉え、人事行政の中立かつ専門の機関として期待される役割を十分に果たせるよう努めていきます。

II 職員の給与

1 職員の給与の状況

本委員会が本年4月現在で実施した「令和6年職員給与実態調査」の結果は、次のとおりです。

なお、職員とは、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例、熊本県立学校職員の給与に関する条例、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例、熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者をいいます。

(1) 職員の数、平均年齢、学歴別構成等

職員の総数は、本年4月1日現在 16,728 人で、適用給料表別の職員の内訳は、次のとおりです。

給料表	人 数	構成比
行政職	4,468 人	26.7%
公安職	3,060 人	18.3%
研究職	155 人	0.9%
医療職(1)	30 人	0.2%
医療職(2)	187 人	1.1%
医療職(3)	128 人	0.8%
教育職(2)	3,067 人	18.3%
教育職(3)	5,633 人	33.7%
総 数	16,728 人	100.0%

(注) 定年引上げに伴い給料月額が7割に決定される職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員及び任期付研究員は含まれていません(以下(2)まで同じ。)

職員の平均年齢は 42 歳6月、平均経験年数は 19 年9月(行政職給料表適用職員にあつては、それぞれ 42 歳5月、20 年4月)です。

職員の性別の内訳は、次のとおりです。

	男 性	女 性
職 員	60.9%	39.1%
うち行政職給料表適用職員	63.0%	37.0%

また、職員の学歴別構成は、次のとおりです。

	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
職 員	78.9%	4.8%	16.2%	0.1%
うち行政職給料表適用職員	70.2%	4.2%	25.5%	0.1%

(参考資料 第1表: 126 頁～127 頁)

(2) 平均給与月額

職員の平均給与月額は、380,542 円 (行政職給料表適用職員にあっては、355,778 円) であり、その内訳は、給料の月額 355,441 円 (同 330,066 円)、扶養手当 10,421 円 (同 9,040 円)、管理職手当 5,662 円 (同 8,140 円)、住居手当 6,686 円 (同 7,504 円)、その他の手当 2,332 円 (同 1,028 円) です。

(参考資料 第2表:128 頁～129 頁)

2 民間の給与の状況等

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と、公務と類似する業務に従事する県内民間企業従業員の給与との比較を行うため、企業規模が 50 人以上で、かつ、事業所規模が 50 人以上の民間事業所 (712 事業所) のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 192 の事業所を対象に、人事院及び熊本市人事委員会等と共同で「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施しました。

調査では、給与改定の有無にかかわらず、本年4月分として支払われた給与月額等について、171 の事業所から回答が得られ、調査完了率は、89.1%であり、広く民間事業所の状況を調査することができました。

また、民間企業における給与改定の状況等についても、調査を行いました。

(参考資料 調査の概要、第 13 表: 185 頁～186 頁)

(2) 調査の結果

ア 給与額

企業規模別、職種別、学歴別の給与額等は、参考資料の第 14 表のとおりです。

(参考資料 第 14 表: 187 頁～199 頁)

イ 初任給の改定状況

別表第1に示すとおり、企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 49.6% (令和5年 45.8%)、高校卒で 42.2% (同 35.9%) となっています。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 72.9% (同 54.1%)、高校卒で 73.9% (同 58.4%)、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 27.1% (同 45.9%)、高校卒で 26.1% (同 41.6%) となっています。

別表第1 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	項 目 企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	49.6	(72.9)	(27.1)	(0.0)	50.4
	500人以上	83.3	(81.8)	(18.2)	(0.0)	16.7
	100人以上 500人未満	37.6	(57.3)	(42.7)	(0.0)	62.4
	50人以上 100人未満	19.6	(71.4)	(28.6)	(0.0)	80.4
高 校 卒	規 模 計	42.2	(73.9)	(26.1)	(0.0)	57.8
	500人以上	67.3	(81.9)	(18.1)	(0.0)	32.7
	100人以上 500人未満	36.4	(55.8)	(44.2)	(0.0)	63.6
	50人以上 100人未満	15.3	(81.8)	(18.2)	(0.0)	84.7

- (注) 1 事務・技術関係職種を対象としたものです。
2 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものです。
3 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

ウ 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は53.1%(令和5年45.9%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%(同0.0%)となっています。

また、一般の従業員(係員)について定期昇給を実施した事業所の割合は86.9%(同82.6%)となっています。平均の昇給額については、前年に比べ増額となった事業所の割合が20.1%(同29.5%)、減額となった事業所の割合は9.7%(同1.5%)となっています。

別表第2 民間における給与改定の状況

その1 ベースアップの実施状況(事業所割合)

(単位:%)

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
一般の従業員 (係員)	53.1	1.7	0.0	45.2
課長級	49.6	1.7	0.0	48.7

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所も含めて集計しました。

2 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況(事業所割合)

(単位:%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
一般の従業員 (係員)	86.9	86.9	20.1	9.7	57.1	0.0	13.1
課長級	81.7	80.8	19.4	7.4	54.0	0.9	18.3

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

2 定期昇給実施の「増額」、「減額」、「変化なし」の欄は、定期昇給を実施した事業所のうち、従業員の平均昇給額が、前年と比べて、増額となった事業所、減額となった事業所、変化がなかった事業所の割合を示しています。

3 職員給与と民間給与との比較

本年の職員給与と民間給与の比較を行った結果は、次のとおりです。

(1) 月例給

本委員会は、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員について、民間においては公務の行政職給料表適用職員と類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の従業員について、主な給与決定要素(役職段階、学歴、年齢)を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額(公務にあっては比較対象とする給与、民間にあってはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの)を対比させ、精密に比較(ラスパイレス比較)を行いました。

その結果、別表第3に示すとおり、職員給与 360,131 円は民間給与 369,698 円を 9,567 円(2.66%) 下回っています。

別表第3 公民給与の較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差	
		(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
369,698 円	360,131 円	9,567 円	2.66%

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。
2 公民給与の比較については、県の行政職給料表適用職員と、公務と類似する民間職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素（役職段階、学歴、年齢）を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、比較しています（参考1～3を参照）。
3 公民比較対象職員（新規学卒者及び定年引上げに伴い給料月額が7割に決定される職員を除く行政職給料表適用職員）の平均年齢は、42歳11月です。

(参考1) 公民給与の比較における行政職給料表適用職員の平均給与月額

	給料の月額	扶養手当	管理職手当	住居手当	その他	合 計
令和6年4月 (令和5年4月)	333,791円 (332,524円)	9,288円 (9,570円)	8,365円 (8,444円)	7,630円 (7,548円)	1,057円 (990円)	360,131円 (359,076円)

- (注) 1 給料の月額には、給料の調整額を含みます。
2 その他は、地域手当（県外勤務者に支給されるものを除く。）、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額です。

(参考2) 公民給与の比較における役職段階の対応関係

行政職 給料表 の職務の級	本県行政職 の職員 (本 庁)	民 間 企 業		
		企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9級	部 長	支店長、工場長、 部長、部次長		
8級	局 長	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級				
6級	課長代理	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長	
5級				課長補佐
4級	係 長	課長代理	課長代理	
3級				係 長
2級	係 員	主 任	主 任	
1級				係 員

- (注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任は、係長に含めています。

(参考3) 公民給与の比較における給与種目

民 間 給 与	職 員 給 与
きまって支給する給与 ^(注1) から時間外手当 ^(注2) 及び通 勤手当を除いたもの	給料の月額（給料の調整額を含む。）、扶養手当、管理職手当、地域 手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤 手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準 ずる手当

- (注) 1 きまって支給する給与とは、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称の如何を問わず毎月毎に支給される全ての給与をいいます。
2 時間外手当とは、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいいます。

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を合わせることが基本に勧告を行っています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第4のとおり、特別給が支払われた月の所定内給与月額(きまって支給する給与から時間外手当を除いたもの)の4.60月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数4.50月は民間事業所の特別給の支給割合を0.10月下回っています。

別表第4 民間における特別給の支給状況

項 目		金 額 等
平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	356,413円
	上 半 期 (A2)	358,623円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B1)	739,973円
	上 半 期 (B2)	902,078円
特別給の支給割合	下半期 (B1) / (A1)	2.08月分
	上半期 (B2) / (A2)	2.52月分
	年 間 計	4.60月分

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいいます。

(備考) 職員の現行の年間支給月数は、4.50月です。

4 生計費及び物価

総務省の家計調査等を基礎として算定した本年4月の熊本市における1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ135,264円、171,762円、214,157円及び256,617円となっています。

(参考資料 第19表: 203頁)

また、総務省の調査による本年4月の熊本市における消費者物価指数は、昨年4月に比べて2.6%増加しています。

5 国家公務員の給与

(1) 国家公務員給与と職員給与との比較

職員の給与制度は、国家公務員に準じており、近年、給料の月額(国は俸給の月額)に諸手当を加えた平均給与月額は、国家公務員と同様、職員の平均年齢の低下等により年々減少傾向にありました。しかし、令和4年度に行われた初任給及び若年層の給料月額の引上げ改定を受け、令和5年度以降は、増加に転じています。

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する行政職給料表適用職員を比較すると、別表第5のとおり、諸手当を加えた本年4月の平均給与月額では、職員が国家公務員を45,247円下回っています。

一方、手当を含まない給料の月額(俸給の月額)のみの平均では、職員が国家公務員を9,968円上回っています。

なお、昨年4月現在における国家公務員の俸給の水準を100とした場合の職員の給料の水準を示すラスパイレス指数は99.4となっています。

別表第5 国家公務員給与と職員給与との比較(行政職)

その1 民間との比較に用いる平均給与月額の比較(令和6年4月)

職 員 区 分	平均給与月額	うち俸給の月額 ・給料の月額	うち諸手当月額
	円	円	円
① 行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員	405,378	323,823	81,555
② 行政職給料表の適用を受ける職員	360,131	333,791	26,340
① — ②	45,247	▲9,968	55,215

(注) 平均給与月額は、「令和6年国家公務員給与等実態調査」及び「令和6年職員給与実態調査」によるものです(新規学卒者、定年引上げに伴い給料月額が7割に決定される職員及び定年前再任用短時間勤務職員等を除く。)

その2 ラスパイレス指数

年 月 日	ラスパイレス指数
令和4年4月1日	99.4
令和5年4月1日	99.4

(注) ラスパイレス指数は、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県行政職給料表適用職員の給料の水準を示すものです(諸手当を除く比較)。

(2) 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与について報告及び勧告を行いました。

なお、人事院の給与勧告等の概要は、別記に掲載しています。

ア 本年の給与の改定

(7) 月例給

本年4月分の国家公務員給与が民間給与を 11,183 円 (2.76%) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行うこととし、月例給の改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置いて、俸給月額を引き上げることとしています。

(4) 特別給

民間の支給割合 4.60 月に見合うよう、支給月数を 0.10 月分引き上げることとし、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしています。

(5) その他

給与に関する事項としては、上記のほかに、以下の3点に言及しています。

a 初任給調整手当について

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、
所要の改定

b 委員、顧問、参与等の手当について

指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額に関する所要の改定

c 寒冷地手当について

民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を引上げ(令和6年4月1日実施)

新たな気象データに基づき、支給地域を改定(令和7年4月1日実施)

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、令和4年の職員の給与に関する報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に取り組み、令和6年に必要な措置を講ずる方針を表明していました。

これにより、本年、「多様で有為な人材の確保」、「職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上」及び「Well-beingの実現に向けた環境整備」という国家公務員の人事管理を

めぐる三つの重点課題に対応するため、以下のとおり給与制度を整備し、令和7年4月*から実施する旨の勧告を行いました。

(7) 月例給

初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ(上記ア(7)) *

※初任給・若年層の水準引上げは、令和6年4月に先行実施

係長級以上本府省課長補佐級以下について、俸給月額の最低水準を引上げ

本府省課室長級について、俸給月額の最低水準を引き上げ、隣接する級間の俸給月額の重なりを解消する等、職責を重視した俸給体系となるよう大幅に見直し

(イ) 特別給

本府省課長級以下の職員について、最上位の成績区分の成績率の上限を平均支給月数の3倍に引上げ等

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する形に再編

(ウ) その他

a 地域手当について

支給地域を市町村単位から都道府県単位(中核的な市は個別指定)へ広域化し、級地区分を7段階から5段階に削減(激変緩和措置を設定)

異動保障を2年間から3年間に延長

b 通勤手当等について

支給限度額を月15万円に引き上げ、新幹線通勤等の要件を緩和する等

c 扶養手当について

配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

d その他の手当

管理職員特別勤務手当について、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大等

再任用職員への手当支給の拡大(地域手当の異動保障、住居手当、特地勤務手当(準ずる手当含む。)、寒冷地手当等)

(人事院の給与勧告等の概要については、別記を参照：113頁～122頁)

6 本年の給与の改定

(1) 給与改定の必要性

本県においては、3で述べたとおり、本年4月分の職員給与が民間給与を 9,567 円 (2.66%) 下回っており、また、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、民間の昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給割合を 0.10 月分下回っています。

人事院は、5(2)アに記載したとおり、本年4月分の月例給の官民較差や人材確保の観点等を踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置いて、俸給月額を引き上げることとしました。また、期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数について、民間の支給割合との均衡を図るため支給月数を引き上げ、その引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしました。

本委員会においても、情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職種別民間給与実態調査や人事院報告及び勧告の内容等を総合的に勘案して検討した結果、本年は、月例給並びに期末手当及び勤勉手当について改定を行う必要があると判断しました。

ただし、月例給の改定に当たっては、本県では、国家公務員における俸給表引上げに伴うはね返し分(地域手当等の諸手当の額の増)がほとんど生じないため、人事院勧告に準じた給料表の引上げ改定を行ったとしても、なお民間給与との較差が残ることとなります。

このため、この較差を解消するとともに、後述する扶養手当の見直しを円滑に進める観点から、令和7年度以降に予定される扶養手当の子に係る手当額の引上げについて、その一部を本年4月に遡及して実施することにより、民間給与との較差を解消することとしました。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

本年の行政職給料表については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じ、大学卒業程度の初任給について 23,200 円、高校卒業程度の初任給について 23,600 円、それぞれ引き上げることをはじめ、若年層の職員が在職する号給に重点を置き、所要の改定を行うこととします。

併せて、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うこととします。

なお、給料表の改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとします。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とすることとします。支給月数の引上げ分は、国に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和7年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分することとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとします。

ウ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じ、改定を行うこととし、本年4月に遡及して実施します。

また、本県では獣医師に対する初任給調整手当を支給していますが、医療職給料表(2)の改定状況を勘案して所要の改定を行うこととし、同様に本年4月に遡及して実施します。

エ 扶養手当

子に係る手当の月額について、所要の改定を行うこととし、本年4月に遡及して実施します。

7 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート)

(1) 基本的な考え方

5(2)イで述べたとおり、本年、人事院は、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(以下「給与制度のアップデート」という。)を勧告しました。

地方公務員の給与は、地方公務員法に定める均衡の原則を踏まえ、民間との均衡だけでなく、国家公務員の給与との均衡を図る必要があることから、本県の給与制度は従来か

ら国に準じた見直しを行ってきたところです。

今回、人事院が勧告した給与制度のアップデートについて、本県においても同様の見直しを行う必要性について検討を行います。

ア 若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

人事院は、民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、これまで若年層を中心とした給与の引上げ改定を行ってきましたが、給与面での競争力を更に高めることができるよう、初任給をはじめとする若年層の給与水準を大幅に引き上げることを勧告しました。

近年、受験年齢人口の減少や民間企業、国、他自治体等との人材獲得競争が激化しており、有為な人材の確保が厳しい状況にあることから、本県においても、初任給をはじめとする若年層の給与水準を引き上げる必要があると考えます。

イ 職務や職責をより重視した給料体系等の整備

人事院は、人材確保や組織パフォーマンス向上の観点から、職務や職責をより重視した俸給体系とすることとし、特に、管理職員については、重い職責を反映した俸給水準とすることや、緊急対応時の深夜勤務に対する手当支給を拡大する等、処遇を改善することを勧告しました。

本県においても、人材確保や組織パフォーマンスの向上の観点から、職務や職責に応じた給料体系とする必要があります。また、自然災害への迅速な対応や、世界的半導体メーカー（TSMC）の県内進出に伴う新たな行政需要への対応など、特に、管理職員の果たすべき役割は年々大きくなっています。

このため、本県においても、管理職員について、重い職責を反映した給料水準とすることなど、処遇を改善する必要があると考えます。

ウ 能力・実績をより適切に反映した昇給・特別給（ボーナス）の決定

人事院は、職務や職責に応じた処遇を推進するとともに、各期の勤務成績を適切に給与に反映し、モチベーションを高めることが重要であることから、勤務成績を反映する昇給やボーナスについて、職員層や各府省の実情に応じてより柔軟かつ適切に決定できるよう措置することを勧告しました。

本県においては、従来から、若手職員にも上位の昇給区分を国よりも多く適用できることとしています。また、勤勉手当の成績率についても、各任命権者が、勤務成績など職

員の個々の実情を踏まえて柔軟に決定できることとしていますが、引き続き、能力・実績をより適切に給与に反映させることは人材確保の観点からも重要です。

このため、本県においても、新たな給料体系に対応した職員層の設定や、より高い水準の処遇を可能とするための勤勉手当の成績率上限の見直しなどが必要と考えます。

エ 地域における民間給与水準の反映

人事院は、地域の民間給与を踏まえて公務員給与の地域間調整を図る地域手当について、最新の民間賃金データを反映するとともに、調整方法についても、現行制度に関する様々な意見を踏まえ、地域をまたぐ異動の円滑化に資するものとなるよう見直すことを勧告しました。

県内には、地域手当の支給対象となる地域はありませんが、東京事務所や大阪事務所などに勤務する職員に対しては、地域手当を支給していることから、本県においても、各地域における国家公務員との給与の均衡を図る観点から、地域手当の見直しが必要と考えます。

オ 採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応

近年、人材確保の困難性が高まるとともに、ワークスタイルやライフスタイルが多様化する中で、国においては、民間人材等の採用や、異動に当たって転居困難な事情を有する職員、再任用職員の転居を伴う異動の増加など、様々な変化が生じています。交通網の発達により通勤可能範囲が拡大し、職員が転居以外の選択を行うことも可能となっていることから、人事院は、採用や人事配置の円滑化に資するよう、通勤手当や単身赴任手当、再任用職員に支給される諸手当を見直すことを勧告しました。

本県においても、民間企業等を経験した職員が増加しており、ライフスタイルが多様化しています。また、定年の引上げに伴い、定年前再任用短時間勤務制が導入され、今後、再任用職員の増加が見込まれます。

このため、本県においても、採用や人事配置の円滑化に資するよう、諸手当の見直しが必要と考えます。

カ その他環境の変化への対応

人事院は、家族の在り方やライフスタイルが多様化する中で、生活補助的な給与についても官民の状況の変化を踏まえたものとする必要があるとの観点から、配偶者や子

の扶養手当を見直すことを勧告しました。

本県においても、配偶者に対する扶養手当を受給している職員は、年々減少していること、「こどもまんなか社会」の実現に向け、子に係る扶養手当を充実させる観点から、扶養手当の見直しが必要と考えます。

(2) 給与制度のアップデートへの対応について

(1)で検討した給与制度のアップデートのうち、まず、アの若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定については、優秀な人材を確保する観点から、人事院勧告に準じた給料表への見直しを実施することとします。

次に、イの職務や職責をより重視した給料体系等の整備については、係長級以上の職員を対象とする各職務の級（行政職給料表3級以上）では、給料水準や昇格メリットを見直し、特に、本庁の困難な業務を行う局長や本庁の部長など（行政職給料表8級以上）は、その重い職責に見合った給料水準とするため、人事院勧告に準じた給料表への見直しを実施することとします。また、管理職員は、自然災害への対応などにより、深夜まで勤務を行うことがあります。時間外勤務手当が支給されない管理職員の適切な処遇を確保する観点から、管理職員特別勤務手当について、人事院勧告に準じた見直しを実施することとします。

次に、ウの能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定については、現在、行政職給料表1級から6級までを一つの職員層として昇給区分の決定を行う仕組みとしていますが、8級以上に職務や職責をより重視した新たな給料体系を導入することに伴い、1級から7級までを一つの職員層とします。また、8級以上の昇給制度については、人事院勧告に準じた見直しを実施することとします。さらに、ボーナスについては、特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能となるよう、勤勉手当の成績率について人事院勧告に準じた見直しを実施することとします。また、特定任期付職員のボーナスについては、勤務成績をより適切に給与へ反映できるよう、人事院勧告に準じた見直しを実施することとします。

次に、エの地域における民間給与水準の反映については、人事院勧告に準じて、地域手当の級地区分及び支給割合を見直すこととします。なお、本県は地域手当の異動保障を実施していないため、異動保障に係る見直しについては、実施しないこととしま

す。

次に、オの採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応については、人事院勧告に準じて、通勤手当の支給限度額の引上げや特別急行列車等に係る通勤手当の支給要件の緩和及び単身赴任手当の支給要件の緩和を実施することとします。また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対する諸手当についても、人事院勧告に準じて支給することとします。

最後に、カのその他環境の変化への対応については、人事院勧告に準じて、配偶者や子の扶養手当の見直しを実施することとします。

III 職員の人事管理に関する今後の課題

1 人材の確保及び育成等

(1) 多様で有為な人材の確保及び育成

本県では、平成 28 年熊本地震や令和2年7月豪雨に伴う災害関連業務等については、復旧・復興の進展により徐々に減少しています。一方で、半導体関連産業の集積に関する取組強化や子ども関連施策の推進など、新たな行政需要への対応が必要となっており、任命権者から本委員会に対して、多様で有為な人材の確保を要請されているところです。しかし、近年、受験年齢人口の減少や民間企業、国、他自治体等との人材獲得競争の激化などを背景に、本県採用試験の受験者数は減少基調で推移しており、特に、技術系職種を中心に人材の確保は厳しい状況が続いています。

これらの状況を踏まえ、本委員会においては、多くの受験者を確保するため、任命権者と協議を重ねながら、試験制度の改善に取り組むとともに、県職員の仕事のやりがいや魅力をより一層発信すべく積極的な採用広報活動を実施しています。

令和6年度採用試験においては、大学卒業程度の技術系職種の人材を早期に確保するため、春期試験（SPI方式）の募集職種を拡大し、併せて、第1次試験会場について、熊本会場、東京会場に加え、大阪会場を新設するなど、受験者の負担軽減を図りつつ、受験者の確保につなげました。さらに、本県へのUターン等を検討している民間人材等を効果的に確保するため、民間企業等経験者対象の上期試験を春期に前倒して実施し、最終合格発表の早期化を行いました。

採用広報活動においては、県内外の学生等に対して、対面の説明会やオンライン説明会により、本県職員として働く魅力を伝え、SNSによる情報発信等にも取り組んでいます。また、任命権者と連携し、本県の若手職員と意見交換できるトークイベント、出身校への職員派遣による出前講座や学内説明会の実施など、学生等が直接職場の雰囲気や仕事内容などを知ることができる機会を提供することで、本県への志望意欲の向上に努めています。

さらに、令和6年度は、職員採用に関する魅力発信ツールであるパンフレットやホームページを全面改訂し、本県職員として働く魅力をより効果的に発信することで、受験者確保につなげていきます。

今後とも、多様で有為な人材の確保を図るため、人事院等の動向も注視しながら任命権者により緊密に連携をとり、試験制度の改善と効果的な採用広報活動に取り組んでいきます。

人材の育成においては、職員一人ひとりの資質向上を図ることが不可欠です。このため、任命権者においては、人材育成に係る基本方針に基づき、業務を通じた幅広い職務遂行能力の習得や職務別・階層別の研修を実施するとともに、人事評価制度を適切に運用することで、職員の能力や意欲の向上を図るなど、長期的な視点から、人材育成により一層努めることが求められます。

加えて、近年、若手・中堅職員の離職者数が増加傾向にあります。人材確保が厳しい中、現状のまま若手・中堅職員の離職が続けば、行政サービスの維持に影響を及ぼすことも考えられます。このため、任命権者においては、その要因の把握に努めるとともに、離職防止に向けた取組並びに離職した職員を再び受け入れる仕組みなど、新たな人材確保策の検討も求められます。

(2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

職員の士気や能力を高め、組織の活力を向上させるためには、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に評価し、任用、給与等に適切に反映させていくことが重要です。

このため、任命権者においては、人事評価により職員の能力及び実績を的確に把握した上で、その結果を人事管理の基礎とするとともに、人事評価を通じた職員の意識改革や能力開発を進めています。

人事評価を職員の士気や能力の向上に更につなげるためには、評価者を対象とする研修の充実を図り、評価能力を向上させることによって、評価者間の評価差をできる限り小さくし、人事評価の客観性や納得性を、より一層高める必要があります。また、その評価結果について、引き続き、任用、給与等に適切に反映させていくことが求められます。

人事院は、人事行政諮問会議からの提言を受け、本年の人事院報告において、在級期間の見直し等、職務給の原則や能力・実績主義の徹底に必要となる施策の実装に向けた検討を進めていくこととしています。

今後も、職員の人事評価制度の運用状況や国の人事評価制度を踏まえ、本県の状況

に応じた必要な見直しを行い、引き続き、能力及び実績に基づく適切な人事管理を進めていく必要があります。

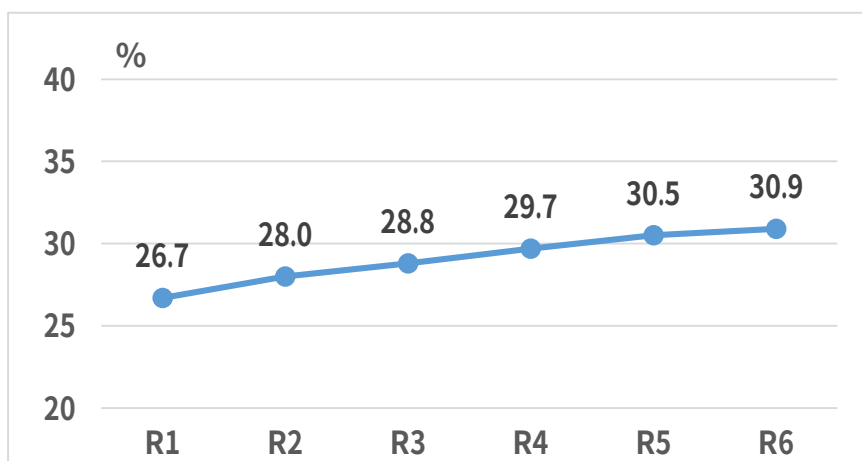
(3) 女性職員の活躍推進

本県では、豊かで活力のある社会を実現するため、全ての職員が個性と能力を十分に発揮できることが重要であるという認識のもと、「特定事業主行動計画」や「熊本県男女共同参画計画」を策定し、性別にかかわらず全ての職員が働く意欲を持ち続けられる職場の実現を目指しています。

任命権者においては、女性職員の能力活用や育成のため、早い時期から幅広い職務経験を積むことを促進するとともに、課長・班長職等への登用を積極的に進めてきました。その結果、係長級以上の役付職員に占める女性職員の割合は着実に上昇しています(図表1)。

今後とも、前述の計画に基づき、職員それぞれの能力を最大限に活かす人員配置やキャリアアップの支援、仕事と家庭の両立ができる柔軟な勤務環境づくりの推進、職員の意識改革等に努め、意欲や能力のある職員が一層活躍できるよう、引き続き、女性職員の育成と登用を積極的に進めていくことが求められます。

図表1 女性職員の登用率(役付職員/行政職)



勤務条件等に関する状況調査(熊本県人事委員会)

(4) 定年の引上げに伴う高齢期職員の能力活用

地方公務員の定年については、地方公務員法の改正により、段階的に 65 歳まで引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）及び定年前再任用短時間勤務制が導入されました。

本県においても、定年引上げに伴う関係規定の整備を行い、本年度から 60 歳超職員が勤務しています。本県では、50 歳台の職員が多く、今後、定年年齢が段階的に引き上げられるに伴い、60 歳超職員が増加することが想定されます。

60 歳超職員は、豊富な知識や経験等を有しているので、今後、その知識、経験等を各職場で十分活用し、組織力の維持を図ることが期待されます。任命権者においては、60 歳超職員一人ひとりの適性や能力に応じた、適切な人員配置が求められます。

2 働き方改革と勤務環境の整備

人口構造の急激な変化や社会のデジタル化が進む中、複雑かつ高度化する行政課題に対応するため、県の役割は一層大きくなっています。

加えて、本県では、TSMC進出に伴う基幹道路整備などの渋滞対策や地下水保全対策の取組強化、子ども関連施策の推進など、新たな行政需要が生じています。また、近年の世界的な異常気象により、激甚化・大規模化する災害にも迅速かつ的確に対応することが求められています。

このような状況において、職員の意欲を引き出し、その能力を十分に発揮させるためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、職員一人ひとりが健康で豊かな生活を送る時間を確保できる勤務環境を整備することが重要です。

また、働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中、総実勤務時間の縮減や柔軟で多様な働き方の推進等、働き方改革に取り組むことは、職員のワーク・ライフ・バランスの実現だけでなく、多様で有為な人材の確保にもつながるものです。

このような観点から、次の諸課題に取り組んでいく必要があります。

(1) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務

令和5年度の職員一人当たりの時間外勤務時間数は、令和4年度と比べ、新型コロナ

ウイルス感染症への対応や、令和2年7月豪雨等の災害対応が落ち着きを取り戻しつつある一方で、TSMC進出に伴う新たな行政需要への対応や、行動制限緩和による様々な活動再開への対応等により、僅かに増加しました(図表2)。また、過労死につながる恐れのある、月 80 時間を超える時間外勤務を行った職員数は、令和2年度以降減少していましたが、令和4年度から令和5年度については横ばいの状況となっており、新型コロナウイルス感染症拡大以前と比較すると依然として多い状況にあります(図表3)。

本委員会では、長時間労働を是正するために、平成 31 年4月から、規則により時間外勤務を命ずることができる上限を設定しています。

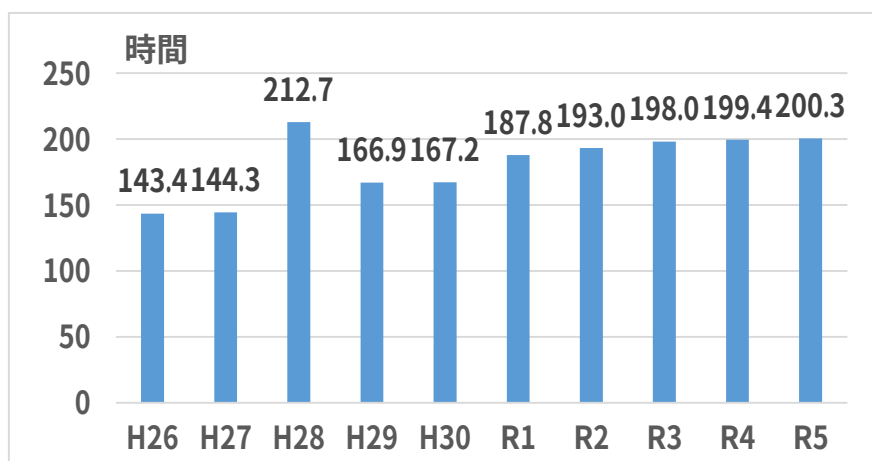
特例業務*に従事することにより上限を超えて時間外勤務を命じられた職員数は、特例業務認定の精査等により減少傾向にあります。今後も、任命権者は、特例業務の範囲は必要最小限のものとしなければならないことに留意しつつ、上限を超えて時間外勤務を命じた要因の整理、分析等を行い、その結果を踏まえて適切な対策を講じることが求められます。特に、職員全体の 1.4%が年間 720 時間を超える時間外勤務を行っている現状については、早急な改善が必要であることを認識し、抜本的な対策を講じなければなりません。

また、任命権者においては、客観的な記録を基礎として職員の勤務時間を適正に把握することを徹底した上で、業務の削減・平準化、デジタル化の推進による業務の効率化、繁忙な部署への弾力的な人員配置等、時間外勤務縮減に向けた取組を一層進める必要があります。

本委員会としても、任命権者における時間外勤務命令の上限規制の運用や遵守状況等を把握し、指導・助言するなど、労働基準監督機関としての役割をより充実・強化させていきます。

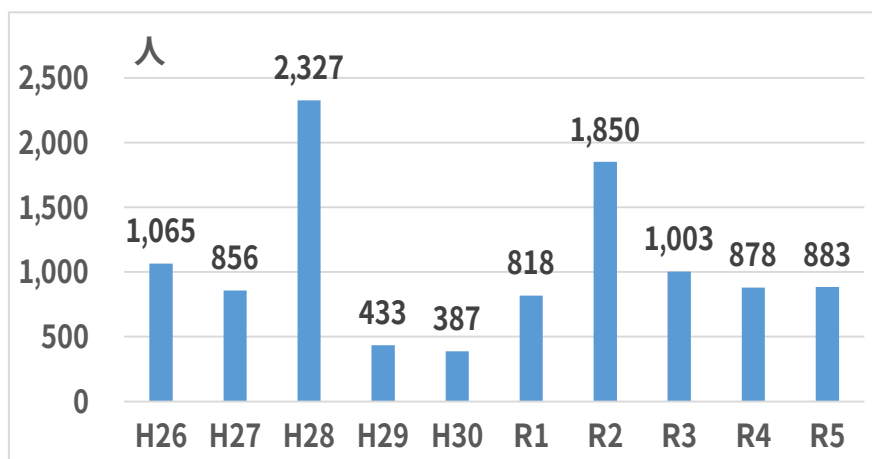
* 特例業務とは、災害対応その他の重要な業務で特に緊急に処理することを要する業務をいう。特例業務に従事する職員に対しては、上限を超えて時間外勤務を命じることができるが、その場合、任命権者は、特例業務の範囲を必要最小限のものとし、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行う必要がある。

図表2 一人当たり年間時間外勤務時間数



勤務条件等に関する状況調査 (熊本県人事委員会)

図表3 月 80 時間超職員数 (延人数)



勤務条件等に関する状況調査 (熊本県人事委員会)

イ 教職員の在校等時間

教育委員会は、令和2年6月に教職員の時間外在校等時間の上限を定めた教育委員会規則を制定するとともに、教育委員会及び学校が講ずべき措置を定めた方針を策定しました。さらに、実効性のある取組を推進すべく「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」(以下「プラン」という。)を同年8月に策定しました。

教育委員会においては、プランに基づき、タイムカード等による在校等時間の適正管理、在校等時間の上限方針の周知による教職員一人ひとりの自己管理意識の向上、学校閉庁日・ノー残業デー・部活動休養日の設定、部活動指導員などの専門的人材の配置及び校務のICT化などによる業務の削減・効率化に取り組んでいます。さらに、令和3年度からは、働き方改革推進プロジェクトチームを設置し、特に学校現場の負担の大き

いもの、庁内横断的に取り組み効果的に進めていくものを重点項目と位置づけ、これまでに、県立高校における早朝課外の廃止や学校徴収金のシステム化などを実施しました。

上記の取組により、月 80 時間を超えて長時間勤務を行った教職員数は減少傾向にあります。本委員会の勤務条件等に関する状況調査によると、令和3年度以降の減少幅は鈍化しています。

教職員が、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいをもって勤務しながら、効果的な教育活動を継続できる環境を実現するためには、管理職員をはじめ、学校現場における教職員一人ひとりの意識改革が何より重要です。

教育委員会は、本年度、プランを改定し、教職員の長時間勤務縮減に向けた業務削減や効率化、勤務時間の適正管理などの取組をより一層推進していくこととしています。

本委員会としても、時間外在校等時間の上限時間の遵守状況を把握するほか、学校を訪問して実情を把握する公署調査を引き続き実施し、指導・助言を行うなど労働基準監督機関としての役割を充実・強化させていきます。

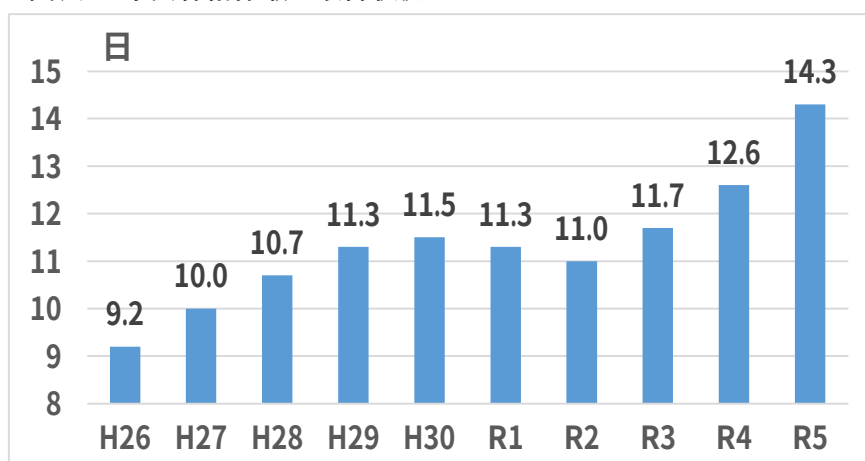
ウ 年次有給休暇の取得

年次有給休暇の取得は、職員の健康を維持し、豊かな生活のための時間を確保する観点から重要です。

令和5年における職員の年次有給休暇の平均取得日数は、令和4年と比べ増加しており、「特定事業主行動計画」に定める目標（年 15 日）に近づいています（図表4）。

任命権者においては、引き続き、同計画に定める目標の達成に向けて、年次有給休暇の計画的取得を推奨し、併せて職員への意識啓発を積極的に行う必要があります。管理監督者においては、職員一人ひとりに対する適切なマネジメントや年次有給休暇の率先取得等を行い、職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組むことが求められます。

図表4 年次有給休暇の取得状況



勤務条件等に関する状況調査 (熊本県人事委員会)

(2) 職員の健康管理

職員がその能力を十分発揮するためには、心身ともに健康であることが不可欠です。

任命権者においては、各種健康診断や生活習慣改善のための特定保健指導、ストレスチェック・各種研修の実施、相談体制の整備等により、職員の心身両面における健康管理に積極的に取り組んでいます。

からだの健康管理の面では、定期健康診断の全員受診が徹底されてきていますが、有所見者が多く見られることから、精密検査受診の促進や運動習慣の定着等の取組を継続する必要があります。

一方、心の健康管理の面では、全休職者の約8割が心の疾病によるものであり、年々増加傾向にあることから、より一層きめ細かな対応が求められます。

特に、長時間労働は職員の心身の健康に影響を及ぼすことが懸念されることから、任命権者においては、長時間労働の縮減を推進するとともに、産業医などによる面接指導やストレスチェックの活用を積極的に行うなど、職員の健康管理を徹底し、心身の病気の予防・早期発見・早期対応に、より一層努めなければなりません。

併せて、心の疾病については、長時間労働だけが要因ではありません。管理監督者においては、良好な人間関係や円滑なコミュニケーション等の職場環境づくりを行うとともに、職員の健康状態を把握するよう努め、産業医などの専門家の助言や指導を受けながら早期に問題解決に当たることが求められます。さらに、休職者の円滑な職場復帰に向けては、職場復帰支援手引等に基づいた丁寧な支援に努める必要があります。

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮するためには、制度面の整備だけでなく、周りの職員の理解と協力が得られる良好で働きやすい勤務環境の整備が不可欠です。

人事院は、本年5月の民間労働法制における「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(令和6年法律第42号。以下「民間育児・介護休業法等の一部改正法」という。)の成立を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行い、併せて、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援の強化を図ることとしています。

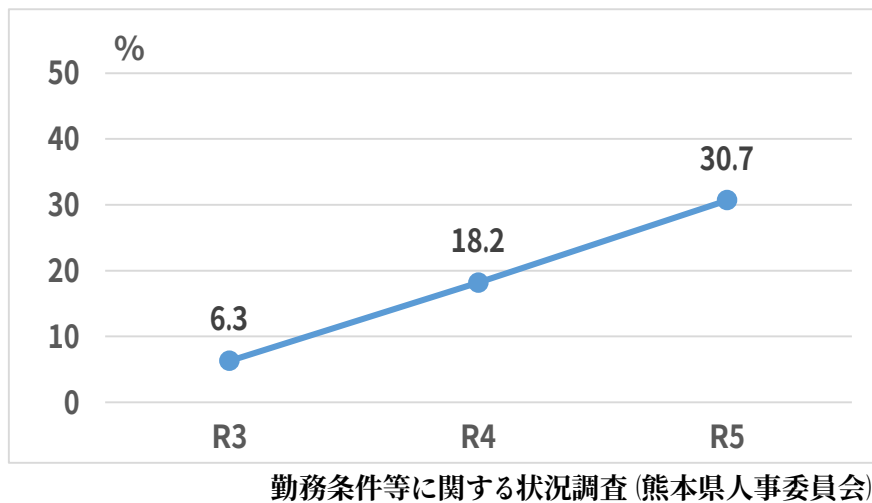
本県では、育児に関して、任命権者ごとに「特定事業主行動計画」に定める目標に向けた取組が進められています。具体的には、子どもが生まれた男性職員が、子の出生後2月以内に、休暇等を組み合わせて合計で14日以上取得する取組等により、令和5年度の男性の育児休業取得率は大きく向上しました(図表5)。部局によっては、本年度から、育児休業を取得する職員の代替として、「熊本県育児休業サポート職員」の配置や、休業中の業務をサポートした職員に対する勤勉手当の加算等の取組も開始されています。育児休業や育児関連休暇を取得することの意義の一つは、休業等を契機に子育ての大切さを認識し、仕事と子育てを両立させていくための働き方を職員自身が考えていくことにあります。そのためには、休業等の取得を希望する職員が、躊躇することなく取得できる環境の整備が、引き続き必要です。

また、介護に関して、定年の引上げに伴い、仕事をしながら介護をする職員の増加が想定されることから、仕事と介護の両立支援制度の周知を図るとともに、仕事と介護を両立できる勤務環境の整備も重要です。

任命権者においては、休業・休暇等の各種制度の利用状況や課題を把握し、職員がライフスタイルに応じて必要とする制度を確実に活用できるよう、仕事と家庭の両立支援のための制度の更なる周知・啓発を行うなど、環境整備を進めることが求められます。

国の制度改正等も注視しながら、引き続き、仕事と家庭の両立支援を推進していかなければなりません。

図表5 男性職員の育児休業取得率



(4) 柔軟で多様な働き方の推進

複雑かつ高度な行政課題に直面する中で、職員の働く意欲に応え、それぞれがその能力を遺憾なく発揮するためには、職員のライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方を選択できる環境を実現することが重要です。

本年の人事院報告では、Well-beingの実現に向けた環境整備として、勤務間のインターバル確保に向けた課題解消に資する取組を推進するとともに、柔軟な働き方を浸透させるための効果的な手法、職員の様々な事情に応じた勤務時間の短縮（無給休暇）、兼業制度の見直しなどについて検討を進めていくこととしています。

本県では、公務能率の向上を図るための特例勤務制度や職員のライフスタイルに応じた働き方を支援するための時差出勤制度、職員の働きやすさの向上や危機事案発生時の業務継続にも有効な在宅勤務制度が実施されています。加えて、部局によっては、勤務間インターバル制度も試行されており、さらに、電子決裁、オンライン会議システムやリモートツール、フリーアドレスの導入など、DXの推進等により、勤務環境の整備が順次進められています。

上記の勤務間インターバル制度は、現在、特例勤務制度と併せて活用されています。しかし、特例勤務制度は1日の勤務時間が通常勤務日と同じであるため、1日の勤務時間を調整することができるフレックスタイム制を導入することで、より柔軟な働き方が可能となり、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスを実現できるほか、勤務間インターバ

ル制度の効果をより一層大きくすることができます。したがって、勤務間インターバル制度の本格導入を検討する際は、併せて、フレックスタイム制の導入についても検討することが望まれます。

また、県は障がい者の雇用促進を率先垂範する観点から、障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を進めていく必要があります。任命権者においては、令和2年度に策定した障がい者活躍推進計画に沿って、障がいのある職員の能力が最大限発揮されるよう、当該職員との十分なコミュニケーションを踏まえた上での配置や合理的配慮を行い、勤務環境の充実を引き続き図ることが重要です。併せて、全職員に対し、障がいに対する理解向上を図る取組を進めるなど、ハード・ソフト両面において、真に障がい者が活躍できる職場環境を実現することが求められます。

このような柔軟で多様な働き方を進めることにより、多様な人材の能力発揮が期待できます。今後も、国等の制度を注視しながら、本県の状況に応じた柔軟で多様な働き方を推進していかなければなりません。

(5) ハラスメントの防止

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメント等は、職員の人格や尊厳を侵害することに加え、職務能率の低下や職場環境の悪化につながる重大な問題です。

任命権者においては、内部相談員、外部相談員及びメールによる相談窓口の設置や研修の実施等により、あらゆるハラスメントの防止・解決に努めているところです。

ハラスメントに関する相談員や本委員会の苦情相談窓口への相談については、毎年一定数寄せられています。ハラスメントが深刻な事態に陥ることを防ぐためにも、職員が安心して相談できる環境を整え、迅速かつ適切に対応できる体制の強化に取り組むことが重要です。

さらに、本年の人事院報告では、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）についても職員保護の観点から組織として対応していくことが必要とされています。本県においても、行政サービスの利用者等からのカスタマーハラスメントが職員の職務能率の低下や職場環境の悪化につながり得るものとして、適切に対応することが求められます。

任命権者においては、今後とも、管理監督者及び相談員を対象とした研修の充実や相談体制の周知に取り組むとともに、職員一人ひとりがハラスメントへの関心と理解を深め、ハラスメントのない良好な職場環境の確保に努めなければなりません。

3 会計年度任用職員等の勤務条件

本年の人事院報告では、本年5月に成立した民間育児・介護休業法等の一部改正法の内容を踏まえ、非常勤職員を含む国家公務員について、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることとしています。

本県においても、会計年度任用職員の仕事と家庭の両立を支援するため、今般の国の見直しを注視し、常勤職員や国の非常勤職員との均衡が保たれるよう対応していく必要があります。

臨時的任用職員についても、常勤職員との均衡及び勤務の内容を考慮し、適正な処遇が確保できるよう、引き続き検討する必要があります。

4 県民の信頼確保

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、また、勤務時間の内外を問わず、公務員としての高い倫理意識が求められています。任命権者においても、職員の倫理意識の向上を図るための様々な取組が実施されていますが、依然として、一部の職員による非違行為が発生しています。

非違行為は、公務に精励する職員の努力を無にするばかりか、県政に対する県民の信頼を著しく損ない、公務運営に重大な支障を及ぼすものであり、極めて遺憾です。

本県では、職員の法令遵守意識の向上等に向けて、「熊本県職員行動規範」を定めていますが、職員一人ひとりが初心に立ち返り、全体の奉仕者であることを自覚するとともに、公務員としての高い倫理意識と使命感を持つことが強く望まれます。

任命権者においては、法令遵守に係る指導の更なる徹底、一般職員及び管理監督者に対する研修の強化などを図り、綱紀の保持に万全を期し、県民の信頼確保に努めていかなければなりません。

IV 給与に関する勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するためのものです。

この制度が適正に運用されることが、職員の努力及び実績に的確に報いることにつながり、有為な人材の確保、労使関係の安定等をもたらし、もって行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

本年は、民間給与の状況、人事院の報告及び勧告並びに他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、月例給については、地域の民間給与との均衡を図るため、給料表の改定を行うとともに、給料表の引上げ改定を行っても民間給与との較差が残るため、扶養手当の子に係る手当額の引上げを勧告することとしました。また、給料表の改定に伴い、医師及び獣医師に対する初任給調整手当を引き上げることとし、期末手当及び勤勉手当についても、民間に見合うよう年間の支給月数を引き上げることを勧告することとしました。

さらに、本年、人事院が勧告した給与制度のアップデートに準じた見直しとして、令和7年4月から新たな給料表への切替を行うことや昇給制度の見直し、扶養手当等の諸手当の見直し等についても、併せて勧告することとしました。

議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義及びそれが果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり速やかに実施されるよう要請いたします。

職員の給与に関する勧告

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

I 令和6年の給与改定

1 給料表の改定について

現行の給料表を別記第1(特定任期付職員に適用される給料表にあっては別記第2、任期付研究員に適用される給料表にあっては別記第3)のとおりに改定すること。

2 諸手当の改定について

(1) 扶養手当について

子に係る手当の月額(扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第8条第4項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)第9条第4項の規定により加算される前の額)を一人につき、10,500円とすること。

(2) 初任給調整手当について

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を416,600円とすること。

イ 獣医師に対する支給月額の限度を46,800円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和6年12月期の支給割合

(7) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分(特定幹部職員にあっては、1.075月分)とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分(特定幹部職員にあっては、1.275月分)とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7125月分(特定幹部職員にあっては、0.6125月分)とし、

勤勉手当の支給割合を 0.5125 月分 (特定幹部職員にあっては、0.6125 月分) とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

イ 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

(7) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分 (特定幹部職員にあっては、1.05 月分) とし、6月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分 (特定幹部職員にあっては、1.25 月分) とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7 月分 (特定幹部職員にあっては、0.6 月分) とし、6月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5 月分 (特定幹部職員にあっては、0.6 月分) とすること。

(ウ) 任期付研究員

6月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.725 月分とすること。

II 国家公務員の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート) に準じた見直し

1 給料表の改定について

I の1による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。

新給料表の切替は、別記第5の切替要領によること。

2 昇給制度について

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第5条第4項前段、熊本県立学校職員の給与に関する条例第6条第4項前段及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例 (昭和 29 年熊本県条例第 20 号) 第6条第4項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好又は極めて良好であり、かつ、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第5条第4項後段、熊本県立学校職員の給与に関する

条例第6条第4項後段及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第6条第4項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定すること。

- (2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第5条第4項前段、熊本県立学校職員の給与に関する条例第6条第4項前段及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第6条第4項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第5条第4項後段、熊本県立学校職員の給与に関する条例第6条第4項後段及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第6条第4項後段の適用を受けない職員の昇給の号給数を3号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定すること。

3 諸手当の改定について

(1) 扶養手当について

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第8条第4項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例第9条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき13,000円とすること。扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

(2) 地域手当について

人事院勧告に準じて改定すること(ただし、異動保障に係る見直しは除く。)

(3) 通勤手当について

人事院勧告に準じて改定すること。

(4) 単身赴任手当について

人事院勧告に準じて改定すること。

(5) 管理職員特別勤務手当について

人事院勧告に準じて改定すること。

(6) 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当について

住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

4 特定任期付職員の特別給について

(1) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(2) 勤勉手当等について

人事院勧告に準じて、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給すること。

III 改定の実施時期等

1 改定の実施時期について

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、I 2(3)のアについては令和6年12月1日から、I 2(3)のイ、II並びにIII 2(1)及び(2)については、令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置について

II 3(1)の改定に伴う扶養手当の月額等については、国家公務員の例及び本県の扶養手当受給者の状況等を考慮し、所要の経過措置を講ずること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置について

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事院勧告に準じて改定すること。

(3) その他所要の措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				

	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				
	94		299,400	347,400						
	95		299,700	347,800						
	96		300,100	348,200						
	97		300,300	348,400						
	98		300,600	348,800						
	99		301,000	349,200						
	100		301,400	349,500						
	101		301,600	349,800						
	102		301,900	350,200						
	103		302,200	350,600						
	104		302,500	351,000						
	105		302,700	351,500						
	106		303,000	351,900						
	107		303,300	352,300						
	108		303,600	352,700						
	109		303,800	353,200						
	110		304,200	353,600						
	111		304,600	353,900						
	112		304,900	354,200						
	113		305,100	354,700						
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000
	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700

定年前再任用短時間勤務員以外の職員	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000	
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900		
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400		
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900		
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400		
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700		
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000		
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400		
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800		
	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000		
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300		
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500		
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900		
	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100		
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300		
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500		
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900		
	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400			
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700			
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000			
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200			
	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500			
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800			
	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100			
	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300			
	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600			
	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900			
	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100			
	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300			
	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600			
	75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900			
	76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200			
	77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400			
	78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700			
	79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000			
	80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300			
	81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500			
	82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800			
	83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100			
	84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400			
	85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600			
	86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100				
	87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400				
	88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600				
	89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800				
	90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100				
	91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400				
	92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600				
	93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800				
	94	308,300	330,200	356,200	389,800						
	95	309,200	331,400	357,700	390,300						
	96	310,000	332,600	359,100	390,800						

	97	310,800	333,800	360,400	391,200					
	98	311,800	335,100	361,600	391,600					
	99	312,700	336,300	362,700	392,100					
	100	313,600	337,500	363,900	392,600					
	101	314,500	338,900	365,000	393,000					
	102	315,500	339,800	366,100	393,500					
	103	316,500	340,800	367,200	394,000					
	104	317,400	341,900	368,300	394,500					
	105	318,200	343,000	369,500	394,800					
	106	318,800	344,100	370,000	395,200					
	107	319,400	345,100	370,600	395,700					
	108	320,000	346,100	371,200	396,000					
	109	320,500	347,300	371,800	396,300					
	110	321,000	348,300	372,300	396,800					
	111	321,400	349,300	372,700	397,300					
	112	321,900	350,200	373,200	397,800					
	113	322,700	351,100	373,600	398,100					
	114	323,400	352,000	374,000	398,600					
	115	324,100	353,000	374,500	399,100					
	116	324,700	354,000	375,000	399,600					
	117	325,300	355,000	375,400	399,900					
	118	326,000	355,400	375,900	400,400					
	119	326,700	356,000	376,500	400,900					
	120	327,500	356,600	377,000	401,400					
	121	328,100	356,900	377,200	401,800					
	122	328,400	357,300	377,700	402,300					
	123	328,900	357,700	378,200	402,700					
	124	329,400	358,100	378,600	403,200					
	125	329,700	358,500	379,100	403,600					
	126		358,900	379,600						
	127		359,300	380,100						
	128		359,700	380,600						
	129		360,100	380,900						
	130		360,500	381,400						
	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
	55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
	66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
	67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
	68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
	69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
	70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
	71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
	72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
	73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
	74	281,200	326,800	394,300		
	75	281,900	327,500	394,900		
	76	282,600	328,200	395,600		
	77	283,200	328,900	396,300		
	78	283,900	329,600	396,800		
	79	284,600	330,300	397,400		
	80	285,200	331,000	398,000		
	81	285,800	331,700	398,500		
	82	286,500	332,500	399,100		
	83	287,200	333,200	399,700		
	84	287,800	333,800	400,200		
	85	288,400	334,300	400,700		
	86	289,100	334,800	401,200		
	87	289,800	335,200	401,700		
	88	290,400	335,600	402,400		

	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（１）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
	65	406,100	476,200	527,900	579,300
	66		476,900	528,700	
	67		477,500	529,400	
	68		478,100	530,300	
	69		478,400	531,200	
	70		479,000	532,000	
	71		479,700	532,900	
	72		480,400	533,800	
	73		480,800	534,600	
	74		481,400	535,500	
	75		482,100	536,400	
	76		482,800	537,100	
	77		483,200	537,900	
	78		483,800	538,800	
	79		484,400	539,700	
	80		484,900	540,600	
	81		485,400	541,400	
	82		485,900	542,300	
	83		486,400	543,200	
	84		486,900	544,100	
	85		487,300	544,900	
	86		487,800	545,800	
	87		488,200	546,700	
	88		488,700	547,600	

	89		489,200	548,400	
	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300		
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900		
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		
	86		294,100	330,400	351,200			
	87		294,300	330,600	351,500			
	88		294,500	330,900	351,800			

	89		294,900	331,300	352,200			
	90		295,100	331,700	352,500			
	91		295,300	332,000	352,800			
	92		295,500	332,300	353,100			
	93		295,900	332,600	353,500			
	94		296,100	332,800	353,800			
	95		296,300	333,200	354,100			
	96		296,600	333,500	354,400			
	97		296,900	333,700	354,700			
	98		297,100	334,000	355,100			
	99		297,300	334,300	355,500			
	100		297,600	334,600	355,900			
	101		297,900	334,800	356,400			
	102		298,100	335,100	356,800			
	103		298,300	335,400	357,200			
	104		298,600	335,600	357,600			
	105		298,900	335,800	358,100			
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700

	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	

89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		
120	300,300	331,400	365,300		
121	300,600	331,600	365,700		
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			

	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	267,000	314,300	365,300	411,600
	42	268,000	316,200	366,900	413,000
	43	269,000	318,000	368,500	414,300
	44	269,900	319,700	370,000	415,700
	45	270,600	321,400	371,500	417,100
	46	271,400	323,300	373,100	418,400
	47	272,200	325,000	374,700	419,900
	48	273,000	326,700	376,200	421,400
	49	273,800	328,400	377,700	423,000
	50	274,600	330,200	379,200	424,400
	51	275,300	332,000	380,700	426,000
	52	276,100	333,700	382,100	427,500
	53	276,900	335,400	383,500	429,200
	54	277,700	336,700	385,000	430,700
	55	278,500	338,000	386,400	432,300
	56	279,300	339,300	387,800	433,900
	57	280,000	340,800	389,300	435,400
	58	280,600	342,400	390,900	436,900
	59	281,400	343,900	392,500	438,100
	60	282,300	345,500	393,900	439,300
	61	283,100	347,000	395,100	440,500
	62	283,700	348,600	396,500	441,800
	63	284,500	350,200	397,900	443,000
	64	285,200	351,700	399,200	444,200
	65	286,200	353,200	400,400	445,300
	66	287,000	354,800	401,600	446,500
	67	287,800	356,400	402,900	447,700
	68	288,500	357,900	404,200	448,900
	69	289,200	359,400	405,500	450,100
	70	290,000	361,000	406,800	451,300
	71	290,800	362,600	408,200	452,500
	72	291,500	364,100	409,400	453,700
	73	292,200	365,600	410,600	454,800
	74	292,900	367,200	412,000	455,400
	75	293,600	368,800	413,400	455,900
	76	294,200	370,300	414,700	456,400
	77	294,800	371,800	415,900	456,900
	78	295,500	373,200	417,100	
	79	296,200	374,600	418,400	
	80	296,800	375,900	419,800	
	81	297,400	377,200	421,100	
	82	298,100	378,600	422,300	
	83	298,800	380,000	423,300	
	84	299,500	381,300	424,500	
	85	300,200	382,400	425,700	
	86	301,000	383,800	426,800	
	87	301,700	385,100	428,000	
	88	302,400	386,400	429,000	

89	303,100	387,600	430,100
90	304,000	388,900	431,100
91	304,800	390,000	432,100
92	305,600	391,200	433,100
93	306,100	392,400	434,000
94	306,900	393,500	434,800
95	307,700	394,700	435,600
96	308,500	395,900	436,400
97	309,200	397,300	437,100
98	310,000	398,300	437,500
99	310,800	399,300	437,900
100	311,500	400,300	438,300
101	312,300	401,200	438,700
102	313,200	402,200	439,000
103	314,100	403,300	439,300
104	314,900	404,400	439,500
105	315,500	405,100	439,800
106	316,300	406,000	440,100
107	317,100	406,900	440,400
108	317,900	407,800	440,600
109	318,600	408,600	440,800
110	319,000	409,400	441,100
111	319,400	410,200	441,400
112	319,900	411,000	441,600
113	320,400	411,600	441,800
114	320,800	412,300	442,100
115	321,300	413,000	442,400
116	321,700	413,700	442,600
117	322,200	414,300	442,800
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	
132	328,000	418,600	
133	328,200	418,800	
134	328,400	419,100	
135	328,600	419,400	
136	328,900	419,600	

	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 1 この表は、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	359,700	380,600	
	39	263,500	290,400	361,100	381,800	
	40	264,700	292,200	362,400	382,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	265,900	294,000	363,700	384,000
	42	267,000	295,900	365,100	385,200
	43	268,100	297,700	366,400	386,400
	44	269,200	299,400	367,700	387,500
	45	270,200	301,100	369,000	388,600
	46	271,000	302,900	370,200	389,800
	47	271,800	304,600	371,400	391,000
	48	272,600	306,200	372,600	392,200
	49	273,300	307,800	373,800	393,400
	50	274,100	309,500	375,000	394,700
	51	274,800	311,300	376,200	395,900
	52	275,500	313,000	377,400	397,100
	53	276,300	314,300	378,500	398,300
	54	277,100	316,200	379,700	399,600
	55	277,900	318,000	380,900	400,600
	56	278,600	319,700	382,100	401,700
	57	279,300	321,400	383,200	402,900
	58	280,100	323,300	384,500	404,100
	59	280,900	325,000	385,800	405,300
	60	281,600	326,700	387,000	406,500
	61	282,200	328,400	387,900	407,600
	62	282,900	330,200	389,100	408,600
	63	283,600	332,000	390,100	409,900
	64	284,200	333,700	391,200	411,100
	65	284,900	335,400	392,000	412,300
	66	285,600	336,700	393,100	413,400
	67	286,300	338,000	394,100	414,500
	68	287,000	339,300	395,100	415,600
	69	287,700	340,800	396,200	416,600
	70	288,500	342,300	397,200	417,800
	71	289,200	343,800	398,300	419,000
	72	289,900	345,300	399,400	420,200
	73	290,400	346,700	400,400	420,800
	74	291,100	348,200	401,500	421,600
	75	291,800	349,700	402,600	422,300
	76	292,400	351,200	403,600	422,800
	77	293,000	352,600	404,500	423,100
	78	293,700	354,100	405,400	423,400
	79	294,300	355,600	406,400	423,800
	80	294,900	357,100	407,400	424,200
	81	295,500	358,500	408,200	424,500
	82	296,100	359,800	409,000	424,900
	83	296,700	361,100	409,700	425,200
	84	297,300	362,300	410,500	425,500
	85	297,800	363,500	411,200	425,800
	86	298,300	364,700	411,800	426,200
	87	298,800	365,900	412,500	426,500
	88	299,300	367,000	413,200	426,800

89	299,700	368,100	413,800	427,100
90	300,300	369,200	414,500	427,400
91	300,800	370,300	415,000	427,700
92	301,300	371,400	415,600	427,900
93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	
95	302,600	374,800	416,700	
96	303,000	375,900	417,000	
97	303,400	376,900	417,200	
98	303,900	377,900	417,500	
99	304,400	378,800	417,800	
100	304,800	379,700	418,000	
101	305,200	380,500	418,200	
102	305,600	381,500	418,500	
103	306,000	382,400	418,800	
104	306,300	383,300	419,000	
105	306,500	384,100	419,200	
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600	420,500	
111	308,000	389,500	420,800	
112	308,300	390,400	421,000	
113	308,500	391,000	421,200	
114	308,700	391,900	421,500	
115	308,900	392,800	421,800	
116	309,200	393,700	422,000	
117	309,500	394,500	422,200	
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		
131		403,500		
132		404,000		
133		404,300		
134		404,600		
135		404,900		
136		405,200		

	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

別記第 3

第 1 号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第 2 号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

別記第4

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
	86	256,000	297,100	346,000						
	87	256,300	297,400	346,400						
	88	256,600	297,700	346,800						

	89	256,900	298,000	347,000						
	90	257,200	298,300	347,400						
	91	257,500	298,600	347,800						
	92	257,800	299,000	348,200						
	93	258,100	299,200	348,400						
	94		299,400	348,800						
	95		299,700	349,200						
	96		300,100	349,500						
	97		300,300	349,800						
	98		300,600	350,200						
	99		301,000	350,600						
	100		301,400	351,000						
	101		301,600	351,500						
	102		301,900	351,900						
	103		302,200	352,300						
	104		302,500	352,700						
	105		302,700	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,300	353,900						
	108		303,600	354,200						
	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	

定年前再 任用短時 間勤務員 以外の 職員	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		
	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100		
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400		
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700		
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000		
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200		
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500		
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800		
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100		
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300		
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600		
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900		
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100		
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300		
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600		
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900		
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200		
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400		
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700		
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000		
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300		
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500		
	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800		
	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100		
	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400		
	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600		
	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100			
	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400			
	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600			
	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800			
	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100			
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400			
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600			
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800			
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100			
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400			
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600			
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800			
	86	302,500	321,000	345,500	387,800					
	87	303,200	322,000	347,000	388,400					
	88	303,900	323,000	348,400	389,000					
	89	304,600	324,000	349,700	389,300					
	90	305,400	325,300	350,900	389,800					
	91	306,200	326,500	352,100	390,300					
	92	306,900	327,700	353,400	390,800					
	93	307,400	328,900	354,700	391,200					
	94	308,300	330,200	356,200	391,600					
	95	309,200	331,400	357,700	392,100					
	96	310,000	332,600	359,100	392,600					

	97	310,800	333,800	360,400	393,000					
	98	311,800	335,100	361,600	393,500					
	99	312,700	336,300	362,700	394,000					
	100	313,600	337,500	363,900	394,500					
	101	314,500	338,900	365,000	394,800					
	102	315,500	339,800	366,100	395,200					
	103	316,500	340,800	367,200	395,700					
	104	317,400	341,900	368,300	396,000					
	105	318,200	343,000	369,500	396,300					
	106	318,800	344,100	370,000	396,800					
	107	319,400	345,100	370,600	397,300					
	108	320,000	346,100	371,200	397,800					
	109	320,500	347,300	371,800	398,100					
	110	321,000	348,300	372,300	398,600					
	111	321,400	349,300	372,700	399,100					
	112	321,900	350,200	373,200	399,600					
	113	322,700	351,100	373,600	399,900					
	114	323,400	352,000	374,000	400,400					
	115	324,100	353,000	374,500	400,900					
	116	324,700	354,000	375,000	401,400					
	117	325,300	355,000	375,400	401,800					
	118	326,000	355,400	375,900	402,300					
	119	326,700	356,000	376,500	402,700					
	120	327,500	356,600	377,000	403,200					
	121	328,100	356,900	377,200	403,600					
	122	328,400	357,300	377,700						
	123	328,900	357,700	378,200						
	124	329,400	358,100	378,600						
	125	329,700	358,500	379,100						
	126		358,900	379,600						
	127		359,300	380,100						
	128		359,700	380,600						
	129		360,100	380,900						
	130		360,500	381,400						
	131		360,900	381,900						
	132		361,300	382,400						
	133		361,500	382,700						
	134		362,000	383,200						
	135		362,400	383,600						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	41	251,100	310,100	374,800	432,400
	42	252,600	310,600	376,100	433,700
	43	254,100	311,100	377,400	435,100
	44	255,600	311,600	378,600	436,400
	45	257,100	312,100	379,300	437,200
	46	258,400	312,600	380,300	438,000
	47	259,600	313,100	381,100	438,900
	48	260,800	313,600	381,800	439,800
	49	262,000	314,000	382,500	440,600
	50	263,100	314,500	383,200	441,400
	51	264,200	315,000	383,900	442,000
	52	265,300	315,500	384,600	442,800
	53	266,400	315,900	385,200	443,200
	54	267,500	316,400	385,900	443,800
	55	268,500	316,800	386,700	444,300
	56	269,500	317,200	387,500	444,800
	57	270,500	317,600	388,100	445,300
	58	271,200	318,000	388,900	
	59	271,800	318,400	389,600	
	60	272,400	318,800	390,300	
	61	273,000	319,200	390,900	
	62	273,600	319,800	391,600	
	63	274,200	320,400	392,300	
	64	274,800	321,000	393,000	
	65	275,400	321,500	393,700	
	66	276,000	322,100	394,300	
	67	276,600	322,700	394,900	
	68	277,200	323,300	395,600	
	69	277,800	323,800	396,300	
	70	278,500	324,400	396,800	
	71	279,200	325,000	397,400	
	72	279,900	325,600	398,000	
	73	280,500	326,100	398,500	
	74	281,200	326,800	399,100	
	75	281,900	327,500	399,700	
	76	282,600	328,200	400,200	
	77	283,200	328,900	400,700	
	78	283,900	329,600	401,200	
	79	284,600	330,300	401,700	
	80	285,200	331,000	402,400	
	81	285,800	331,700	402,800	
	82	286,500	332,500		
	83	287,200	333,200		
	84	287,800	333,800		
	85	288,400	334,300		
	86	289,100	334,800		
	87	289,800	335,200		
	88	290,400	335,600		

	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（１）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
	69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
	70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
	71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
	72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
	73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
	74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
	75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
	76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
	77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
	78	254,800	291,900	328,600	349,900		
	79	255,100	292,200	329,000	350,100		
	80	255,300	292,500	329,500	350,400		
	81	255,500	292,800	330,000	350,900		
	82	255,800	293,100	330,400	351,200		
	83	256,100	293,400	330,600	351,500		
	84	256,300	293,700	330,900	351,800		
	85	256,500	293,900	331,300	352,200		
	86		294,100	331,700	352,500		
	87		294,300	332,000	352,800		
	88		294,500	332,300	353,100		

	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700

	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
	86	286,100	312,900	350,700	369,600		
	87	286,600	313,900	351,500	370,200		
	88	287,100	314,900	352,300	370,700		

89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		

	137	305,300	336,400				
	138	305,600	336,800				
	139	305,900	337,200				
	140	306,200	337,600				
	141	306,400	337,900				
	142	306,800	338,300				
	143	307,200	338,600				
	144	307,500	339,000				
	145	307,700	339,300				
	146	307,900	339,700				
	147	308,200	340,100				
	148	308,600	340,500				
	149	308,800	340,800				
	150	309,000	341,200				
	151	309,300	341,600				
	152	309,600	342,000				
	153	310,000	342,300				
	154	310,200					
	155	310,400					
	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	267,000	314,300	383,500	435,400
	42	268,000	316,200	385,000	436,900
	43	269,000	318,000	386,400	438,100
	44	269,900	319,700	387,800	439,300
	45	270,600	321,400	389,300	440,500
	46	271,400	323,300	390,900	441,800
	47	272,200	325,000	392,500	443,000
	48	273,000	326,700	393,900	444,200
	49	273,800	328,400	395,100	445,300
	50	274,600	330,200	396,500	446,500
	51	275,300	332,000	397,900	447,700
	52	276,100	333,700	399,200	448,900
	53	276,900	335,400	400,400	450,100
	54	277,700	336,700	401,600	451,300
	55	278,500	338,000	402,900	452,500
	56	279,300	339,300	404,200	453,700
	57	280,000	340,800	405,500	454,800
	58	280,600	342,400	406,800	455,400
	59	281,400	343,900	408,200	455,900
	60	282,300	345,500	409,400	456,400
	61	283,100	347,000	410,600	456,900
	62	283,700	348,600	412,000	
	63	284,500	350,200	413,400	
	64	285,200	351,700	414,700	
	65	286,200	353,200	415,900	
	66	287,000	354,800	417,100	
	67	287,800	356,400	418,400	
	68	288,500	357,900	419,800	
	69	289,200	359,400	421,100	
	70	290,000	361,000	422,300	
	71	290,800	362,600	423,300	
	72	291,500	364,100	424,500	
	73	292,200	365,600	425,700	
	74	292,900	367,200	426,800	
	75	293,600	368,800	428,000	
	76	294,200	370,300	429,000	
	77	294,800	371,800	430,100	
	78	295,500	373,200	431,100	
	79	296,200	374,600	432,100	
	80	296,800	375,900	433,100	
	81	297,400	377,200	434,000	
	82	298,100	378,600	434,800	
	83	298,800	380,000	435,600	
	84	299,500	381,300	436,400	
	85	300,200	382,400	437,100	
	86	301,000	383,800	437,500	
	87	301,700	385,100	437,900	
	88	302,400	386,400	438,300	

89	303,100	387,600	438,700
90	304,000	388,900	439,000
91	304,800	390,000	439,300
92	305,600	391,200	439,500
93	306,100	392,400	439,800
94	306,900	393,500	440,100
95	307,700	394,700	440,400
96	308,500	395,900	440,600
97	309,200	397,300	440,800
98	310,000	398,300	441,100
99	310,800	399,300	441,400
100	311,500	400,300	441,600
101	312,300	401,200	441,800
102	313,200	402,200	442,100
103	314,100	403,300	442,400
104	314,900	404,400	442,600
105	315,500	405,100	442,800
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	
117	322,200	414,300	
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	
132	328,000	418,600	
133	328,200	418,800	
134	328,400	419,100	
135	328,600	419,400	
136	328,900	419,600	

	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 1 この表は、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	265,900	294,000	378,500	398,300
	42	267,000	295,900	379,700	399,600
	43	268,100	297,700	380,900	400,600
	44	269,200	299,400	382,100	401,700
	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
	65	284,900	335,400	404,500	423,100
	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
	68	287,000	339,300	407,400	424,200
	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
	73	290,400	346,700	411,200	425,800
	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
	76	292,400	351,200	413,200	426,800
	77	293,000	352,600	413,800	427,100
	78	293,700	354,100	414,500	427,400
	79	294,300	355,600	415,000	427,700
	80	294,900	357,100	415,600	427,900
	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	
	83	296,700	361,100	416,700	
	84	297,300	362,300	417,000	
	85	297,800	363,500	417,200	
	86	298,300	364,700	417,500	
	87	298,800	365,900	417,800	
	88	299,300	367,000	418,000	

89	299,700	368,100	418,200
90	300,300	369,200	418,500
91	300,800	370,300	418,800
92	301,300	371,400	419,000
93	301,600	372,500	419,200
94	302,100	373,700	419,500
95	302,600	374,800	419,800
96	303,000	375,900	420,000
97	303,400	376,900	420,200
98	303,900	377,900	420,500
99	304,400	378,800	420,800
100	304,800	379,700	421,000
101	305,200	380,500	421,200
102	305,600	381,500	421,500
103	306,000	382,400	421,800
104	306,300	383,300	422,000
105	306,500	384,100	422,200
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	

	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第5 切替要領

令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて別表に定める号給とする。

別表 号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		

51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						

101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	

51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					

101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9

51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

エ 医療職給料表（１）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4

51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表（２）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34

51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			

101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

カ 医療職給料表（３）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38

51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		

101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

キ 教育職給料表（２）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	

51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		

101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ク 教育職給料表（３）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	

51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		

101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

人事院の給与勧告等の概要

本年の給与勧告のポイント①

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

- **【月例給】** 官民較差：11,183円（2.76%）を用いて引上げ改定
- **【ボーナス】** 0.10月分引上げ（年間：4.50月→4.60月）
- **【給与制度のアップデート】** 現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換
 - ①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責重視の処遇、③能力・実績の適切な反映、④地域の民間給与水準反映、⑤採用・異動をめぐるニーズへの対応、⑥環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

官民較差の額11,183円は、平成3年の11,244円以来、33年ぶりの水準。官民較差の率2.76%は、平成4年の2.87%以来、32年ぶりの水準

給与勧告制度の基本的考え方

- ✓ 国家公務員は、労働基本権が制約されているため、代償措置としての人事院の勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ✓ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要がある。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ✓ 給与勧告は、国家公務員法第28条に定める情勢適応の原則に基づき、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）が基本
- ✓ 本年は、約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査（完了率82.5%）。主な給与決定要素（役職段階、勤務地域、学歴、年齢）を揃えた精密な比較を実施して給与勧告

本年の給与報告のポイント②

月例給

〔民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較〕《令和6年4月1日実施》

✓ 民間給与との較差 11,183円 [2.76%] 〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,378円、平均年齢 42.1歳〕

⇒ 民間給与との較差を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳：俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 はね返し分^(※) 1,267円]

※俸給の改定により諸手当の額が増減する分

▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1% [+23,800円])

【一般職(高卒)】188,000円(+12.8% [+21,400円]) ※ 本府省採用の場合、【総合職(大卒)】284,800円 【一般職(大卒)】271,200円

▶ 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ 平均改定率(行政職俸給表(一))は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一))は、月額 416,561円(+11,183円、+2.76%)、年間給与 6,916,000円(+228,000円、+3.4%)

ボーナス

〔直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較〕《令和6年4月1日実施》

✓ 民間の支給割合…4.60月

✓ 公務の平均支給月数…現行 4.50月

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月 (支給済み)	1.275月 (現行1.225月)
	勤勉手当	1.025月 (支給済み)	1.075月 (現行1.025月)
7年度以降	期末手当	1.25月	1.25月
	勤勉手当	1.05月	1.05月

▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.50月分→4.60月分(+0.10月分)

▶ 期末手当及び勤勉手当の支給月数を

ともに0.05月分ずつ均等に配分

寒冷地手当

《手当額改定：令和6年4月1日実施、支給地域改定：令和7年4月1日実施》

✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データ(メッシュ平年値2020)に基づき、支給地域を改定

※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当等について所要の改定

給与制度のアップデート 基本的な考え方

対応すべき課題

- 1 人材の確保への対応
潜在的志望者層にも訴求し得る給与とし、採用市場での競争力を向上
- 2 組織パフォーマンスの向上
役割や能力・実績等をより反映した処遇とするともに、全国各地での行政サービス提供維持のため人事配置を円滑化
- 3 ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応
職員の選択を後押しし、様々な形での活躍を支援



若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定

民間の動向や人材確保の困難性を踏まえ、初任給等若年層の給与水準の引上げ

職務や職責をより重視した俸給体系等の整備

特に管理職は、重い職責を反映した俸給水準とするなど処遇を改善

能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定

職員層や各府省の実情に応じて、より柔軟・適切に勤務成績反映ができるよう措置

6つの観点で給与制度を整備

地域における民間給与水準の反映

最新の民間データを反映するとともに、異動の円滑化等に資するよう地域手当を見直し

採用や異動をめぐる様々なニーズへの対応

人材確保の困難性や、ライフスタイルの多様性を踏まえ、採用・人事配置の円滑化のため、通勤手当・単身赴任手当や再任用された職員の諸手当を見直し

その他環境の変化への対応

生活補助的な給与について官民の状況の変化を踏まえたものとするため、扶養手当を見直し

制度別の具体的な措置内容は次ページ以降のとおり。なお、特に記載するものを除き、令和7年4月から実施。

給与制度のアップデート 措置内容 ①俸給

係員級：新卒初任給の引上げ等

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
 - ✓ 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし、採用面での競争力を向上
 - ✓ 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
 - ✓ 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績をより昇給に反映可能となるよう見直し
 - ✓ 上位の昇給区分の職員割合を係長級～課長補佐級と同様の割合に引上げ（現行20%→見直し後25%）

【行政職俸給表（一）の初任給】

	総合職試験 (大卒)	一般職試験 (大卒)	一般職試験 (高卒)
改定前	200,700円	196,200円	166,600円
改定後	230,000円	220,000円	188,000円
	+29,300円 (+14.6%)	+23,800円 (+12.1%)	+21,400円 (+12.8%)
本府省勤務 の場合	284,800円	271,200円	232,800円

（注）「本府省勤務の場合」は、地域手当（20%）及び本府省業務調整手当を含む。

係長級～本府省課長補佐級：俸給の最低水準の引上げ等

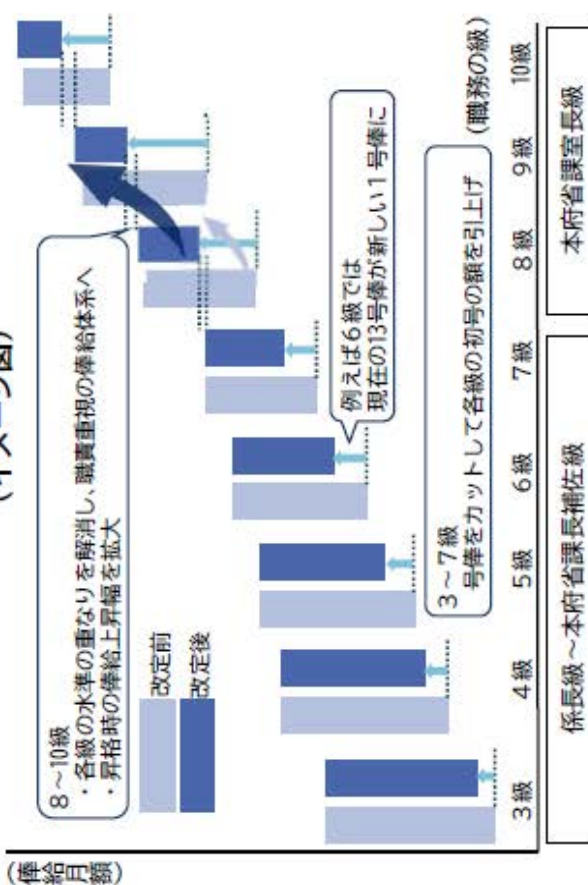
- 初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ（最大3.5万円）
 - ✓ 若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善

本府省課室長級：職責重視の俸給体系への見直し

- 各級の初号の額を引き上げつつ職務の級間の水準の重なりを解消
 - ✓ より職責を重視した俸給体系となるよう大幅見直し
- 昇格時の俸給上昇幅（最大5万円の上昇）拡大
 - ✓ 昇格により給与が大きく上昇する仕組みに
- 昇格による給与上昇を基本とし、成績優秀者は昇給でも更なる給与上昇を確保

※行政職（一）、専門行政職、税務職、公安職（一）（二）、教育職（一）、研究職、医療職（一）に導入

【係長級～本府省課室長級の俸給水準（行政職俸給表（一））】
（イメージ図）



給与制度のアップデート

措置内容

②地域手当

地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

異動保障の延長

【令和7年4月以降の異動者に適用】

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
 - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

【現行】

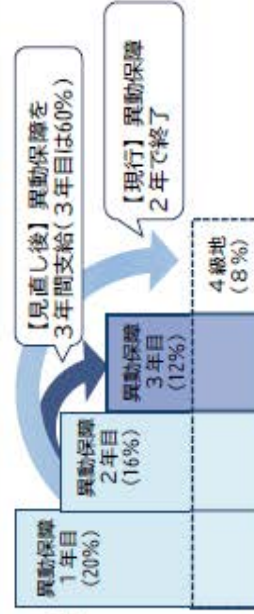
級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市
4級地	12%	神戸市
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市

【見直し後】

16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、 広島市、福岡市
5級地	4%	茨城県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 群馬県、三重県、 静岡県、兵庫県、 奈良県、広島県、 福岡県

例：1級地20%
→ 4級地8%に異動



見直し後の支給地域及び支給割合

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1 級地 (20%)		東京都：特別区
2 級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市の、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3 級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市の、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市の、芦屋市、宝塚市
4 級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市の、日立市、土浦市の、龍ヶ崎市の、牛久市の 埼玉県：川越市の、東松山市の、上尾市の、朝霞市の、坂戸市の 千葉県：市川市の、船橋市の、松戸市の、佐倉市の、柏市の、市原市の、富津市の、浦安市 静岡県：静岡市の 三重県：四日市市の、鈴鹿市の 滋賀県：大津市の、草津市の、栗東市の 兵庫県：神戸市の、尼崎市の、明石市の、伊丹市の、川西市、三田市 奈良県：奈良市の、大和郡山市、天理市の 広島県：広島市の 福岡県：福岡市の、春日市の、福津市の
5 級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市の 群馬県：前橋市の、高崎市の、太田市の 富山県：富山市 石川県：金沢市の 山梨県：甲府市の 長野県：長野市の、松本市の、塩尻市の 岐阜県：岐阜市の 和歌山県：和歌山市、橋本市の 岡山県：岡山市、倉敷市の 香川県：高松市の

注：表中「都道府県の級地と異なる地域」については、国家公務員が在勤している地域のみ掲げている。

給与制度のアップデート 措置内容 ③その他諸手当

扶養手当の見直し

- 配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当を13,000円に引上げ
 - ✓ 配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化に対応
 - ✓ 子を有する職員に対する生計費の補填を充実
- 2年間で段階的に実施

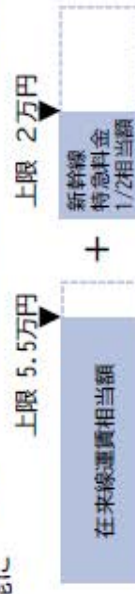
扶養親族		現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	行(一)7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行(一)8級	3,500円	廃止	
子(1人当たり)		10,000円	11,500円	13,000円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

通勤手当の引上げ・支給要件拡大等

- 通勤手当の手当額を大きく引上げ
 - ✓ 支給限度額を15万円に引上げ
 - ✓ 新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給
- 通勤手当・単身赴任手当の支給要件を拡大
 - ✓ 採用時から新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給を可能に
 - ✓ 育児、介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給を可能に

【現行】



【見直し後】

在来線運賃相当額 + 新幹線特急料金相当額

管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

- 平日深夜に係る支給対象時間帯と支給対象職員を拡大
 - ✓ 勤務実態に応じた適切な処遇を確保

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時
職員	俸給の特別調整額適用職員のみ	指定職職員、専門スタッフ職職員(2級以上)、特定任期付職員、任期付研究員(招へい型)を追加

再任用された職員への手当支給の拡大

- 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に異動の円滑化に資する手当を新たに支給
 - ✓ 地域手当の異動保障等
 - ✓ 研究員調整手当
 - ✓ 住居手当
 - ✓ 特地勤務手当(準ずる手当含む)
 - ✓ 寒冷地手当
- [地域手当の異動保障、特地勤務手当に準ずる手当は令和7年4月以降の異動者に適用]
- 各手当の支給額は一般の職員と同様

給与制度のアップデート 措置内容 ④ボーナス

勤勉手当の成績率の上限引上げ等

- 本府省課長級以下の職員について、最上位の成績区分の成績率(支給月数に相当)の上限を平均支給月数の3倍に引上げ
- 各府省の裁量により最上位の成績区分の適用者を増やせるよう、上位の成績区分の人員分布率を見直し

【勤勉手当の成績率及び人員分布率(一般職員の場合)】

	現行	見直し後
「特に優秀」区分の成績率上限	平均支給月数の2倍 2.05 (平均支給月数1.025)	平均支給月数の3倍 3.15 (平均支給月数1.05)
上位の成績区分の人員分布率	特に優秀：5%以上 優秀：25%以上	「特に優秀」と「優秀」を合わせて30%以上(うち「特に優秀」を5%以上)※

※例えば、「特に優秀」10%、「優秀」20%とするなど柔軟な適用が可能になる。

特定任期付職員のボーナス拡充

- 期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編
 - ✓ 特定任期付職員業績手当を廃止
 - ✓ 成績優秀者は、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当を受けた場合より高い水準を可能に
 - ✓ 成績標準者は、見直し前の期末手当と同水準

【現行】

成績優秀者のみに俸給月額額の1月分支給

業績手当	勤勉手当
期末手当	期末手当
俸給	俸給

廃止

期末・勤勉手当を支給

【見直し後】

見直し前の期末手当と業績手当の合計より高い水準が可能

勤勉手当	勤勉手当
期末手当	期末手当
俸給	俸給

(成績標準の場合) (成績優秀の場合)

【参考】給与制度のアップデート 措置内容一覧

※特記するものを除き
令和7年4月から実施

俸給

若年層競争力

職初職責重視

能力実績反映

地域手当

地域給与反映

- ・ 新卒初任給や若年層の俸給月額を大幅に
引上げ。採用市場での競争力のある水準に
令和6年4月実施
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給月額の最
低水準を引上げ。早期昇格時や民間人材等
の採用時の給与を改善
- ・ 本府省課室長級について、職責重視の体系に
刷新。重い役割に見合う処遇を確保
 - 俸給月額額の最低水準引上げ、隣接する級間
の俸給月額額の重なり解消などにより、昇格
時に給与が大きく上がる仕組みに
 - 成績優秀者は昇給により更に大きな給与
上昇を確保

【見直し後の支給地域】 16都府県+79市

級地 区分	支給 割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1 級地	20%	東京都特別区
2 級地	16%	東京都 横浜、大阪、等
3 級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、 名古屋市、等
4 級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、 広島市、福岡市、等
5 級地	4%	茨城県、栃木県、 埼玉県、千葉県、 静岡県、三重県、 滋賀県、兵庫県、 奈良県、広島県、 福岡県

- ・ 地域の民間賃金に関する最新データを反映
- ・ 隣接する市町村との不均衡などの指摘も踏ま
え、支給地域等を見直し
 - 支給地域：市町村単位から都道府県単位へ
広域化。民間賃金の高い中核的な市は個
別指定
 - 級地区分：7段階から5段階へ削減
 - 激変緩和：支給割合の引下げは4ポイント
以内に抑制、1年1ポイントずつ段階実施。
引上げは都道府県割合の1段階上までに
抑制、原資の状況を踏まえて段階的实施
- ・ 異動保障を2年間で3年間に延長
- ・ 今後の見直しは現行の10年より短期間で実施

その他諸手当

採用・異動二一ス

環境変化対応

- ・ 通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ。非課税限度額まで全額支給し、新幹線通勤や遠距離通勤者の自己負担を解消
- ・ 新幹線等に係る通勤手当を採用時から支給可能に、さらに、人事配置の円滑化を図る観点から支給要件を緩和
- ・ 単身赴任手当を採用時から支給可能に
- ・ 管理職の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大。緊急対応等の勤務実態に応じた処遇を確保
- ・ 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実。配偶者の働き方に中立的な制度に向かう社会状況の変化や少子化対策に対応

ボーナス

能力実績反映

- ・ 勤勉手当の成績率上限を引き上げ、平均支給月数の3倍に設定。特に高い業績を挙げた者のボ一
ナス増額を可能に
- ・ 特定任期付職員にも勤勉手当支給。勤務成績を適時に反映し、優秀な専門人材の年収増を可能に

再任用職員

採用・異動二一ス

- ・ 異動に資する手当(地域手当の異動保障、
住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当等)
を支給。多様な人事配置での活躍を支援

本年の育児休業等に関する法律についての意見の申出のポイント

趣 旨	本年5月に改正された民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充し、職員の希望や事情に対応した勤務を可能にする ≫ 育児をする者も含め誰もが能力を十分に発揮できる公務職場の実現、公務の魅力向上
概 要	育児休業法を改正し、 ・ 育児時間について、1年につき人事院規則で定める時間の範囲内(10日相当)で勤務しないことができるパターンを選択可能に ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大 【現行】 2h 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと ▶ 2h ①1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと 2h以上(1日単位で取得することも可) ②1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと 【改正後】 職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

※民間労働法制の施行(民間育児・介護休業法等の一部改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)から遅れることなく実施

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

令和6年職員給与実態調査

令和6年職員給与実態調査の概要	123
第1表 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び学歴別職員数	126
第2表 職員の平均給与月額	128
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	130
第4表 給料表別、学歴別、年齢別職員数、平均経験年数及び平均給料月額	160
第5表 給料表別、手当等の種類別支給状況	176
第6表 扶養手当の支給状況	178
第7表 単身赴任手当の支給状況	178
第8表 住居手当の支給状況	179
第9表 通勤手当の支給状況	180
第10表 給料表別、特殊勤務手当の種類別支給状況	181
第11表 定年前再任用短時間勤務職員等の適用給料表別、級別人員	182
第12表 任期付職員及び任期付研究員の人員	183

令和6年職種別民間給与実態調査

令和6年職種別民間給与実態調査の概要	185
第13表 産業別、企業規模別調査事業所数	186
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	187
第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	200
第16表 民間における家族手当の支給状況	201
第17表 民間における通勤手当の支給状況	202
第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	202

標準生計費

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費	203
---------------------	-----

令和 6 年職員給与実態調査

令和6年 職員給与実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握し、給与改定及び給与制度の運用の基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

2 調査の基準日

令和6年4月1日現在

3 調査の対象

調査の基準日現在において在職し、次に掲げる条例の給料表（給料表の種類は、別記のとおりです。）の適用を受ける職員です。ただし、休職者等を除きます。

- (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例
- (2) 熊本県立学校職員の給与に関する条例
- (3) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例
- (4) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (5) 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

4 調査項目

4月分給与月額、学歴、年齢、経験年数等

別記（給料表の種類）

給料表の種類	給料表の適用を受ける職員
行政職給料表	一般事務・技術職員
公安職給料表	警察官
研究職給料表	研究センター、研究所等で試験研究業務等に従事する職員
医療職給料表（１）	医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（２）	医療施設、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、放射線技師等
医療職給料表（３）	医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師等
教育職給料表（２）	高等学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、寄宿舎指導員、実習助手等
教育職給料表（３）	小・中学校、義務教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭等
特定任期付職員給料表	熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員
第１号任期付研究員給料表	熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第３条第１号の規定により任期を定めて採用された職員
第２号任期付研究員給料表	熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第３条第２号の規定により任期を定めて採用された職員

第1表 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び学歴別職員数

項目 給料表	職 員 数				平 均 年 齢		
	男	女	計	人員構成比	男	女	計
	人	人	人	%	歳 月	歳 月	歳 月
行 政 職	2,814 % (63.0)	1,654 % (37.0)	4,468	26.7	43 10	39 11	42 5
公 安 職	2,754 (90.0)	306 (10.0)	3,060	18.3	38 9	32 1	38 1
研 究 職	113 (72.9)	42 (27.1)	155	0.9	40 7	35 2	39 1
医 療 職 (1)	18 (60.0)	12 (40.0)	30	0.2	47 4	49 5	48 2
医 療 職 (2)	91 (48.7)	96 (51.3)	187	1.1	41 11	41 0	41 5
医 療 職 (3)	18 (14.1)	110 (85.9)	128	0.8	40 11	38 7	38 11
教 育 職 (2)	1,785 (58.2)	1,282 (41.8)	3,067	18.3	46 2	44 0	45 3
教 育 職 (3)	2,601 (46.2)	3,032 (53.8)	5,633	33.7	44 3	43 1	43 8
計	10,194 (60.9)	6,534 (39.1)	16,728	100.0	42 11	41 10	42 6

- (注) 1 職員数欄の()内は、性別構成比を示します。
2 学歴別職員数欄の()内は、学歴別構成比を示します。
3 定年引上げに伴い給料月額が7割に決定される職員及び定年前再任用短時間
4 任期付職員及び任期付研究員は含まれていません。以下第11表まで同じです。

平 均 経 験 年 数			学 歴 別 職 員 数			
男	女	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒
年 月	年 月	年 月	人	人	人	人
21 7	18 2	20 4	3,138 % (70.2)	188 % (4.2)	1,140 % (25.5)	2 % (0.1)
17 8	11 4	17 0	1,576 (51.5)	5 (0.2)	1,479 (48.3)	—
17 3	12 1	15 10	155 (100.0)	—	—	—
22 5	25 2	23 6	30 (100.0)	—	—	—
17 10	17 3	17 6	177 (94.7)	10 (5.3)	—	—
15 10	15 5	15 6	100 (78.1)	28 (21.9)	—	—
22 11	20 8	22 0	2,898 (94.5)	68 (2.2)	101 (3.3)	—
19 8	19 9	19 9	5,119 (90.9)	514 (9.1)	—	—
20 2	19 0	19 9	13,193 (78.9)	813 (4.8)	2,720 (16.2)	2 (0.1)

勤務職員は含まれていません。以下第10表まで同じです。

第2表 職員の平均給与月額

項目 給料表	平均給与月額				
	給料の月額	扶養手当	管理職手当	住居手当	その他の手当
行政職	円 330,066 【333,791】	円 9,040 【9,288】	円 8,140 【8,365】	円 7,504 【7,630】	円 1,028 【1,057】
公安職	327,279	15,714	3,132	2,935	3,083
研究職	350,244	10,987	0	11,384	1,827
医療職（１）	498,642	4,650	36,300	11,113	362,691
医療職（２）	338,908	9,521	3,905	8,670	9,840
医療職（３）	322,249	5,738	1,788	9,529	317
教育職（２）	392,664	11,615	3,455	7,924	642
教育職（３）	371,284	8,141	6,410	7,117	1,769
計	355,441	10,421	5,662	6,686	2,332

- （注） 1 「平均給与月額」には、公民給与の比較における給与種目を計上しています。ただし、本
2 「その他の手当」には、地域手当（県外勤務者に支給されるものを除く。）、初任給調整
（「準ずる手当」を含みます。）の合計額を計上しています。
3 「比較対象外手当」には、公民給与の比較対象となる職員給与に該当しない地域手当（県
勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、定
ます。
4 行政職給料表の欄における【 】内は、本年度の新規学卒の採用者を除く公民比較対象職

	比較対象外 手 当 (B)	合 計 (A) + (B)	前年4月の平均 給与月額[(A)に 相当するもの] (C)	対前年増減額 (A) - (C)	$\frac{(A)}{(C)} \times 100$
計 (A)					
円 355,778 【360,131】	円 63,248	円 419,026	円 354,567 【359,076】	円 1,211 【1,055】	% 100.3 【100.3】
352,143	83,320	435,463	345,150	6,993	102.0
374,442	42,151	416,593	373,818	624	100.2
913,396	72,312	985,708	927,996	△ 14,600	98.4
370,844	47,208	418,052	361,662	9,182	102.5
339,621	58,569	398,190	337,438	2,183	100.6
416,300	26,679	442,979	414,757	1,543	100.4
394,721	18,212	412,933	391,944	2,777	100.7
380,542	44,655	425,197	377,532	3,010	100.8

年度の新規学卒の採用者を含む平均額です。

手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当（「準ずる手当」を含みます。）及びへき地手当

外勤務者に支給されるものに限る。）、通勤手当、単身赴任手当（加算額）、時間外勤務手当、休日
時制通信教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当及び特殊勤務手当の合計額を計上してい

員の給与の平均額です。

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

1 行政職給料表

号給 職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人
1								
2								
3								
4								
5					246,400	1		
6			216,200	1	248,000	8		
7			217,900	1				
8			219,600	25	250,900	3		
9	170,900	27	221,100	1	252,000	1		
10			222,600	5	253,400	5		
11					254,900	1		
12	174,900	26	225,600	95	256,200	88		
13	176,100	8			257,500	1		
14			228,200	16	258,700	12		
15			229,600	1				
16	180,700	24	231,000	86	261,100	76		
17	181,800	5						
18	183,200	3	234,000	19	263,600	17		
19			235,500	1				
20	186,000	24	236,900	93	266,200	64	303,800	16
21	187,300	2			267,600	1		
22	189,600	3	239,700	12	269,100	79		
23	191,800	2	241,200	1				
24	194,000	8	242,600	89	272,200	30	311,100	10
25	196,200	2						
26	197,900	1	245,100	7	275,500	11	314,800	15
27			246,400	1	277,100	3		
28	200,900	25	247,600	5	278,700	82	318,700	6
29	202,400	94	248,700	1	280,300	4	320,400	2
30	203,800	5	249,700	1	281,800	20	322,400	25
31			250,600	3				
32	206,600	101	251,500	8	284,800	43	326,400	13
33	208,000	3	252,400	1	285,900	1	327,600	2
34	209,300	2	253,300	4	287,500	15	329,600	20
35			254,100	1	289,000	2	331,500	1
36	211,900	90	254,900	3	290,500	43	333,500	11
37	213,200	8			291,900	2	335,400	1
38	214,400	1			293,500	15	337,300	30
39	215,600	1			295,100	1	339,200	1
40	216,700	5	259,000	4	296,700	28	341,100	18
41	217,800	3	260,200	2	298,200	1	342,900	2
42					299,800	18	344,800	26
43			262,500	1	301,300	1	346,600	1
44	220,900	4	263,600	2	302,800	23	348,400	16
45	221,800	4			304,400	2	349,900	2
46	222,700	1	265,800	1	306,000	5	351,300	37
47	223,600	1					352,700	4
48	224,500	3	267,900	1	309,100	6	354,200	19
49	225,400	1			310,000	1	355,700	5
50					311,500	4	356,500	19

1 行政職給料表

号給	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
51							313,000	3	357,500	7
52	228,100	4					314,600	5	358,500	25
53	228,900	3					316,200	2	359,400	6
54							317,800	8	360,500	31
55	230,700	1							361,400	10
56	231,500	3					320,800	5	362,400	14
57	231,800	3					322,200	1	363,300	6
58							323,400	2	364,000	24
59									364,700	8
60	233,900	1					325,600	3	365,300	6
61	234,500	2					326,300	1	365,700	14
62							327,200	2	366,300	22
63							328,000	1	367,000	13
64					282,800	1	328,800	7	367,700	11
65					283,300	1	329,600	2	368,000	16
66							330,000	3	368,700	36
67							330,600	3	369,400	8
68							331,300	4	370,000	12
69	238,900	2					332,100	2	370,300	8
70	239,400	1							370,900	19
71							333,500	1	371,600	11
72	240,400	2					334,100	6	372,200	11
73	240,900	1					334,600	1	372,500	10
74							335,200	2	373,100	24
75							335,700	3	373,800	15
76	242,300	1	291,000	1			336,300	1	374,400	12
77	242,800	1	291,200	1			336,600	2	374,800	12
78			291,500	1			337,100	6	375,300	20
79							337,500	1	375,900	16
80	244,300	1					337,900	1	376,400	19
81							338,300	1	376,900	14
82							338,800	1	377,500	20
83							339,300	2	378,000	9
84							339,800	6	378,300	20
85									378,700	10
86							340,500	2	379,200	14
87							341,000	4	379,600	12
88							341,400	6	380,000	19
89	248,000	1					341,700	2	380,400	7
90							342,100	1	380,900	16
91									381,300	10
92			295,500	1			343,000	2	381,700	16
93	249,400	4					343,200	1	382,000	227
94							343,600	3		
95							344,100	5		
96							344,500	1		
97							344,700	3		
98							345,100	1		
99							345,500	2		
100							345,800	1		

[illegible]

1 行政職給料表

号給 職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人
101					346,100	1		
102					346,500	1		
103					346,900	1		
104					347,300	2		
105								
106					348,200	3		
107								
108					349,000	1		
109								
110					349,900	1		
111					350,200	1		
112					350,500	2		
113					351,000	13		
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125			305,200	1				
計		518		499		866		1,142
平均給料月額	202,069円		235,523円		285,087円		364,229円	
人 員 構 成	11.6%		11.2%		19.4%		25.6%	
合 計			4,468人		平均給料月額		329,491円	

- (注) 1 この表の金額には、給料の調整額を含みません。以下同じですが、教育職給料表(2)及び教育職
2 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給及び金額は空欄としまし

[illegible]

2 公安職給料表

号給	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7	198,600	30								
8										
9										
10	203,800	29								
11	205,500	7								
12										
13										
14	210,900	9								
15	213,000	1								
16	215,000	24								
17										
18	218,900	8								
19										
20	222,700	31								
21										
22	226,400	5								
23	228,000	29								
24	229,500	32	245,100	58						
25										
26	232,800	42	248,300	5						
27	234,100	2								
28	235,500	17	251,400	73						
29										
30	238,900	8	253,900	12						
31	240,500	3								
32	242,000	14	256,800	58						
33										
34	245,200	1	259,000	17				307,800	3	
35	246,800	2	259,900	1						
36	248,400	5	260,800	57	275,100	1	311,100	4		
37										
38	250,900	1	263,000	30	276,600	10	314,100	10		
39	252,400	1								
40	253,800	1	264,900	60	278,200	14	317,100	15		
41										
42			266,800	34	280,000	29	319,900	6		
43	256,800	2	267,800	1						
44	257,600	1	268,600	40	281,700	26	322,900	13		
45										
46			270,300	34	283,700	38	326,100	16		
47										
48			272,300	52	286,200	59	329,400	16		
49										
50			273,900	37	289,200	43	332,200	16		

2 公安職給料表

号給	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
51	263,300	1								
52			275,600	35	291,800	52	335,200	12		
53									336,700	3
54			277,100	26	294,700	32	338,300	16		
55			277,900	1	296,100	1				
56			278,700	16	297,500	38	341,500	21		
57									342,400	1
58			280,700	12	300,300	31	344,100	43		
59										
60			283,200	2	303,200	41	347,300	33		
61									348,900	2
62							306,000	28	350,600	13
63									352,200	1
64							308,700	36	353,900	17
65									355,400	2
66			290,900	1	311,600	36	357,000	25		
67									358,500	5
68							314,400	24	360,000	25
69									361,200	6
70							317,100	31	362,600	19
71							318,400	1	363,900	8
72							319,800	23	365,300	23
73							320,500	2	366,400	7
74							322,000	21	367,600	24
75							323,500	2	368,800	3
76							325,200	21	370,000	15
77									371,300	8
78							328,700	2	372,500	12
79									373,700	4
80									374,800	4
81									375,900	7
82							335,100	2	377,100	7
83									378,200	6
84									379,400	3
85							339,700	1	380,500	4
86							341,200	1	381,100	7
87									381,600	7
88							344,100	1	382,100	5
89							345,400	1	382,700	9
90									383,300	4
91							347,800	2	383,900	5
92									384,500	10
93									384,800	3
94									385,300	5
95							353,400	1	385,900	5
96									386,400	3
97									386,800	4
98							357,300	2	387,200	5
99									387,800	4
100									388,300	4

[illegible]

2 公安職給料表

給 号	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
101					360,700	2				
102									389,200	3
103									389,800	3
104					364,000	1			390,300	2
105									390,600	3
106					365,700	1			391,000	6
107									391,500	2
108									391,800	2
109										
110									392,600	7
111					368,500	1			393,100	6
112									393,600	3
113									393,900	5
114									394,400	3
115									394,900	3
116									395,400	1
117					371,300	1			395,700	4
118									396,200	4
119										
120									397,200	2
121									397,600	7
122										
123									398,500	2
124									399,000	2
125					375,000	1			399,400	29
126										
127										
128										
129										
130										
131					377,800	1				
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138					380,700	1				
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		306		662		662				657
平均給料月額	223,409円		263,510円		300,666円		361,029円			
人 員 構 成	10.0%		21.6%		21.6%		21.5%			
合 計			3,060人		平均給料月額		327,235円			

[illegible]

3 研究職給料表

給 号	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1												
2												
3												
4												
5												
6							302,600	3				
7												
8					226,200	4						
9												
10							310,100	2				
11												
12					234,700	5	314,700	3				
13												
14							318,800	2				
15					241,600	2						
16					243,900	3	323,500	2				
17												
18					248,500	3						
19												
20					253,600	5	331,700	4				
21												
22					258,300	3	335,100	1				
23												
24					262,700	1	337,700	2				
25							339,300	2				
26					267,300	3	341,000	1				
27												
28					271,600	1	344,400	6				
29					273,900	1						
30					276,000	6	347,600	1	388,400	1		
31					277,900	1					467,700	1
32					279,700	1	350,300	1	392,100	1		
33												
34					283,400	3						
35							354,200	2				
36					287,200	1	355,500	3				
37												
38												
39												
40					292,200	1	360,300	6	404,100	2		
41												
42							362,100	1	406,700	1	494,000	1
43							363,300	1	408,200	1		
44									409,700	3		
45									410,900	1		
46									412,100	2		
47									413,700	1		
48					298,200	1	369,000	3	415,200	1		
49									416,500	1		
50												

3 研究職給料表

号給 職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
51										
52			302,000	1			420,700	2		
53										
54							423,500	1		
55							424,900	1		
56							426,300	1		
57							427,400	1		
58										
59					379,300	1	430,100	1		
60					380,000	2	431,400	2		
61										
62										
63										
64					382,900	1	435,000	1		
65							435,900	1		
66										
67							437,300	1		
68										
69										
70										
71					387,700	2				
72							440,100	1		
73					389,100	2	440,600	24		
74										
75										
76										
77										
78										
79										
80										
81										
82										
83										
84					395,900	1				
85										
86										
87										
88										
89										
90										
計		—		46		55		52		2
平均給料月額	—円		259,459円		347,613円		428,313円		480,850円	
人 員 構 成	—%		29.7%		35.5%		33.5%		1.3%	
合 計			155人		平均給料月額		350,244円			

(注) 1 級及び 2 級についての最高号給は121号給ですが、該当人員がないため記載を省略しました。

4 医療職給料表（1）

号給 職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11			373,900	2				
12								
13								
14								
15	310,000	4	385,500	1				
16								
17								
18								
19								
20			399,300	1				
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36					483,300	1		
37					485,400	1		
38								
39							546,700	1
40								
41								
42					494,100	1	551,200	1
43								
44							553,900	1
45								
46								
47								
48								
49					505,600	1		
50							560,000	1

4 医療職給料表（1）

職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
号給		円	人	円	人	円	人	円	人
51								560,900	1
52									
53									
54									
55									
56								565,300	1
57									
58									
59									
60									
61									
62									
63									
64									
65								573,200	5
66									
67									
68									
69						525,500	1		
70									
71									
72									
73						528,900	1		
74									
75									
76									
77						532,200	1		
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84									
85						539,200	1		
86									
87									
88						541,900	1		
89						542,700	2		
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
計			4		4		11		11
平均給料月額	310,000円		383,150円		520,136円		564,000円		
人 員 構 成	13.3%		13.3%		36.7%		36.7%		
合 計			30人		平均給料月額		489,937円		

5 医療職給料表（2）

号給	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7			211,200	1						
8										
9										
10									268,500	3
11			216,800	3					269,200	1
12			218,300	1	248,900	2				
13									271,000	4
14									272,000	1
15										
16			224,200	2					274,100	1
17			225,500	2					275,300	1
18					255,800	2			276,800	3
19			228,200	1	256,900	1			278,400	1
20					258,000	1			280,000	1
21			230,600	4	259,200	1			281,500	3
22									283,100	3
23									284,700	1
24					261,600	1			286,300	2
25			235,000	5						
26									289,400	1
27									290,900	2
28			238,500	1						
29			239,500	1					293,800	3
30									295,300	4
31									296,800	2
32										
33										
34					273,800	1				
35										
36										
37										
38									307,500	1
39									309,000	1
40										
41									312,100	1
42					284,600	1			313,700	1
43										
44										
45										
46			257,400	1					319,100	1
47									320,600	2
48					293,100	1				
49										
50									324,900	1

[illegible]

5 医療職給料表（2）

給 号	職務の級		1 級		2 級		3 級		4 級	
			人	円	人	円	人	円	人	円
51								326,100	1	
52								327,300	1	
53										
54										
55								330,300	1	
56										
57										
58										
59										
60										
61										
62										
63										
64								336,400	2	
65										
66										
67										
68										
69										
70										
71										
72										
73										
74										
75										
76										
77										
78										
79										
80										
81										
82										
83										
84								346,500	1	
85										
86										
87										
88								347,900	1	
89										
90										
91								349,000	1	
92										
93										
94										
95										
96										
97										
98										
99										
100										

5 医療職給料表（2）

職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		人	円	人	円	人	円	人
101								
102								
103								
104								
105							354,300	1
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計		—		22		11		54
平均給料月額	—円		229,105円		263,327円		296,835円	
人 員 構 成	—%		11.8%		5.9%		28.9%	
合 計		187人		平均給料月額		330,546円		

5 級		6 級		7 級	
円	入	円	入	円	入
	60		30		10
357,450円		403,620円		429,050円	
32.1%		16.0%		5.3%	

6 医療職給料表（3）

号給 職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1												
2												
3												
4												
5					259,100	1						
6												
7									303,100	1		
8												
9												
10					262,800	1						
11					263,600	3						
12												
13												
14												
15					266,800	2	283,900	1	314,600	2		
16					267,700	1			316,200	2		
17			234,800	7			285,800	1				
18							286,800	1				
19					269,800	3						
20					270,600	2	288,900	2				
21			239,800	5					323,500	1		
22			241,400	1								
23			243,100	1	272,700	4	292,800	2				
24			244,500	1	273,500	1			327,800	1		
25			245,700	5								
26					275,000	1						
27							297,900	1	332,000	1		
28							299,300	3	333,400	1		
29									334,500	1		
30									336,000	1		
31												
32							304,100	3	338,900	2		
33							305,300	1	340,400	1		
34			255,300	1	283,800	2						
35												
36							309,500	3	344,900	2		
37												
38									348,100	1	402,400	1
39												
40							314,900	3				
41												
42												
43			262,300	1								
44											411,800	2
45												
46			264,400	1					359,100	2		
47												
48					300,200	1	325,600	1				
49							326,700	1				
50					302,500	1			364,500	1		

6 医療職給料表（3）

号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
職務の級	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
51												
52												
53												
54												
55			272,000	1								
56							335,800	1				
57			274,400	1					373,200	1	426,500	1
58									374,100	2		
59											427,600	2
60							340,500	2				
61									376,600	1		
62									377,400	2	429,100	2
63									378,200	1	429,500	5
64											430,000	1
65												
66					322,100	1						
67												
68					324,500	1					431,500	2
69											431,900	1
70												
71							352,300	1				
72												
73									385,100	1		
74												
75												
76												
77												
78												
79												
80									388,500	1		
81												
82												
83												
84												
85												
86									390,800	2		
87									391,300	1		
88												
89												
90												
91												
92												
93									393,700	2		
94												
95												
96												
97												
98												
99												
100												
101												
計	—		25		25		27		34		17	
平均給料月額	—円		245,140円		276,832円		308,441円		354,576円		425,782円	
人 員 構 成	—%		19.5%		19.5%		21.1%		26.6%		13.3%	
合 計			128人		平均給料月額		317,743円					

（注） 1 級、2 級、3 級及び 4 級についての最高号給は、それぞれ 169 号給、153 号給、125 号給及び 113 号給ですが、該当人員がないため記載を省略しました。

7 教育職給料表（2）

号給	職務の級		1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1												
2												
3												
4												
5					226,100	19						
6												
7												
8					229,900	14						
9					231,600	1						
10					233,300	1						
11												
12					236,600	14						
13					238,100	8						
14												
15												
16					243,900	12						
17					245,600	4						
18					248,000	3						
19												
20					252,800	12						
21					255,200	11						
22					257,600	8						
23												
24					262,100	15						
25	221,800	1			264,300	7					460,700	1
26					266,500	9					462,300	1
27												
28					271,000	10					465,400	1
29					273,300	7					466,900	2
30					275,600	20					468,200	5
31											469,500	10
32	231,300	1			279,900	11					470,800	19
33	232,700	1			282,000	10						
34					284,200	27						
35											473,400	1
36	237,700	1			288,200	16					474,100	3
37					290,300	5					474,700	25
38	240,600	1			292,000	21						
39												
40					295,500	26						
41					296,800	5						
42					298,800	19						
43	247,500	1										
44	248,600	1			302,700	23						
45					304,700	6			419,800	1		
46	250,900	2			306,800	21						
47												
48					311,200	33			424,100	1		
49					313,300	5			425,700	1		
50	255,500	1			315,600	11						
51					317,800	2						
52	258,000	1			319,900	43			430,200	1		
53					322,000	7						
54	260,300	2			323,500	16			433,400	1		
55	261,600	1			325,000	1			435,000	1		

7 教育職給料表（2）

号給	職務の級		1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
56	262,600	2	326,500	42					436,600	1		
57			328,200	3					438,100	2		
58			330,200	15					439,600	3		
59			332,200	1					440,800	9		
60			334,100	49	389,000	2			442,000	6		
61			335,900	4					443,200	6		
62	268,100	1	337,900	9					444,500	1		
63									445,800	2		
64	269,700	1	341,800	45					447,000	5		
65			343,500	4					448,200	4		
66	272,100	1	345,500	12	396,700	1			449,400	7		
67			347,500	6					450,600	1		
68			349,500	54					451,800	3		
69	275,900	1	351,300	6					453,000	4		
70	277,100	2	353,200	14					454,200	10		
71			355,100	3								
72	279,500	1	357,000	48					456,600	4		
73			358,600	2					457,700	7		
74	281,500	4	360,500	27	407,100	1			458,300	7		
75			362,300	2								
76	283,400	3	364,200	52	409,800	1			459,300	3		
77			366,000	5					459,800	22		
78	285,200	1	367,700	17	412,200	3						
79	286,100	1	369,300	4								
80	287,000	2	370,900	64	414,900	2						
81			372,300	4	416,200	1						
82	288,900	2	373,800	24	417,400	1						
83			375,200	4								
84	290,900	4	376,500	49	419,600	2						
85			377,600	3	420,800	5						
86	292,900	4	379,000	28	422,000	3						
87			380,400	3	423,200	2						
88	294,900	1	381,700	62	424,200	5						
89			382,900	3	425,300	2						
90	297,100	6	384,200	37	426,300	3						
91			385,300	2	427,300	2						
92			386,500	36	428,300	3						
93			387,700	4								
94	300,700	5	388,800	23								
95			390,000	1	430,800	1						
96	303,000	1	391,200	46	431,600	1						
97			392,600	6								
98	305,100	5	393,600	39	432,800	2						
99			394,600	4								
100	307,100	3	395,600	63	433,600	1						
101			396,500	4								
102	309,000	4	397,500	31	434,300	2						
103	310,000	1	398,600	7								
104	311,000	1	399,700	33								
105	311,600	1	400,400	7								
106	312,500	5	401,300	27								
107	313,300	1	402,200	2								
108	314,100	2	403,100	37	435,900	1						
109			403,900	10								
110	315,200	4	404,800	27								

7 教育職給料表（2）

号給	職務の級		3		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
111			405,600	9	436,700	1						
112	316,100	4	406,400	32								
113	316,600	1	407,000	9								
114	317,000	4	407,700	36								
115	317,500	1	408,400	16	437,700	1						
116	317,900	5	409,100	33	437,900	1						
117	318,400	1	409,700	11	438,100	3						
118	318,900	5	410,200	23								
119			410,600	14								
120	319,800	1	411,000	34								
121			411,300	5								
122	320,700	2	411,600	29								
123			411,900	16								
124	321,700	3	412,100	37								
125			412,300	13								
126	322,600	2	412,600	37								
127			412,900	16								
128	323,200	3	413,100	30								
129			413,300	12								
130	323,700	7	413,600	30								
131			413,900	14								
132			414,100	36								
133			414,300	22								
134	324,700	4	414,600	28								
135			414,900	14								
136			415,100	30								
137			415,300	18								
138	325,700	2	415,600	30								
139	326,000	1	415,900	15								
140	326,300	2	416,100	33								
141			416,300	36								
142	326,700	4	416,600	44								
143			416,900	38								
144	327,200	2	417,100	44								
145	327,500	1	417,300	235								
146												
147	328,000	2										
148	328,300	1										
149	328,500	1										
150	328,700	3										
151	329,000	1										
152	329,300	3										
153	329,500	7										
計		157		2,676		53		113		68		
平均給料月額	304,566円		373,554円		423,206円		450,264円		471,568円			
人 員 構 成		5.1%		87.3%		1.7%		3.7%		2.2%		
合 計			3,067人		平均給料月額		375,880円					

8 教育職給料表（3）

号給 職務の級	1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11			215,100	2						
12										
13										
14			221,400	1						
15			222,900	1						
16										
17			226,100	102						
18			227,400	1						
19										
20			229,900	105					434,400	1
21			231,600	23					435,500	4
22			233,300	2					436,700	17
23									438,000	55
24			236,600	118					439,300	49
25			238,100	7					440,600	1
26										
27			242,000	1					442,800	1
28			243,900	41					443,900	18
29			245,600	16					445,100	53
30			248,000	101						
31			250,400	2					446,700	15
32			252,800	40					447,600	40
33			255,200	12					448,500	5
34			257,600	104					449,000	18
35			259,900	1					449,500	21
36			262,100	50					450,000	1
37			264,300	8					450,500	43
38			266,500	93						
39										
40			271,000	26						
41			273,300	12						
42			275,600	105						
43			277,800	1						
44			279,900	17						
45			282,000	6						
46			284,200	78						
47			286,300	3						
48			288,200	57	365,100	1				
49			290,300	4						
50			292,000	76	367,800	1				
51			293,800	2						
52			295,500	53	370,900	1				
53			296,800	7						
54			298,800	70						
55			300,700	2						

8 教育職給料表（3）

号給	職務の級		1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
			円	人	円	人			円	人	円	人
56					302,700	48	376,700	1				
57					304,700	6						
58					306,800	60			406,700	1		
59					309,000	4			407,900	1		
60					311,200	52	382,100	2				
61					313,300	6						
62					315,600	45						
63					317,800	1	385,300	1				
64					319,900	79	386,400	2	413,700	3		
65					322,000	3						
66					323,500	30	388,300	1	416,000	1		
67					325,000	4						
68					326,500	73	390,300	1	418,200	6		
69					328,200	5			419,200	4		
70					330,200	38	392,400	3	420,400	2		
71					332,200	4	393,500	2	421,600	3		
72					334,100	86	394,600	4	422,800	4		
73					335,900	2	395,600	1	423,400	9		
74					337,900	31	396,700	3	424,200	10		
75					339,800	5	397,800	1	424,900	4		
76					341,700	87	398,800	3	425,400	21		
77					343,400	12	399,700	5	425,700	16		
78					345,200	40	400,600	5	426,100	7		
79					346,900	3	401,600	2	426,500	5		
80					348,600	75	402,600	4	426,900	8		
81					350,400	4	403,400	3	427,200	13		
82					352,100	33	404,200	3	427,600	49		
83					353,500	1	404,900	4	428,000	10		
84					355,100	54	405,700	1	428,300	9		
85					356,300	5	406,400	1	428,600	16		
86					357,900	38	407,200	3	429,000	35		
87					359,400	1	407,900	1	429,400	11		
88					360,900	67	408,600	1	429,700	11		
89					362,200	6	409,200	3	430,000	13		
90					363,500	51	409,900	8	430,300	33		
91					364,800	3	410,400	4	430,600	7		
92					366,200	46	411,100	4	430,800	9		
93					367,600	5	411,500	2	431,000	73		
94					368,900	38	411,900	8				
95					370,100	4	412,200	8				
96					371,200	42	412,500	4				
97					372,200	6	412,700	8				
98					373,200	46	413,000	2				
99					374,200	2	413,300	3				
100					375,100	60	413,500	4				
101					375,900	3	413,700	4				
102					376,900	36	414,000	3				
103					377,800	3	414,300	1				
104					378,700	60						
105					379,500	5	414,700	1				
106					380,400	38						
107					381,300	6	415,300	1				
108					382,200	39						
109					383,000	1	415,700	1				
110					384,000	40						

8 教育職給料表（3）

号給	職務の級		1 級		2 級		特 2 級		3 級		4 級	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
111			384,900	10	416,300	1						
112			385,800	40								
113			386,400	5								
114			387,300	26								
115			388,200	15								
116			389,100	34								
117			389,900	14								
118			390,600	32								
119			391,400	13								
120			392,200	25								
121			392,800	13								
122			393,600	24								
123			394,300	12								
124			395,000	31								
125			395,600	6								
126			396,300	32								
127			396,800	8								
128			397,400	21								
129			398,100	14								
130			398,700	28								
131			399,200	16								
132			399,700	27								
133			400,000	13								
134			400,300	24								
135			400,600	14								
136			400,900	29								
137			401,200	15								
138			401,500	33								
139			401,800	25								
140			402,100	34								
141			402,400	20								
142			402,700	38								
143			403,000	15								
144			403,300	38								
145			403,500	24								
146			403,800	29								
147			404,100	17								
148			404,300	27								
149			404,500	28								
150			404,800	53								
151			405,100	32								
152			405,300	55								
153			405,500	52								
154			405,800	96								
155			406,100	95								
156			406,300	121								
157			406,500	501								
計		—		4,766		131		394		342		
平均給料月額	—円		344,530円		405,075円		427,892円		444,064円			
人 員 構 成	—%		84.6%		2.3%		7.0%		6.1%			
合 計		5,633人		平均給料月額				357,812円				

第4表 給料表別、学歴別、年齢別職員数、平均経験年数及び平均給料月額

1 行政職給料表

学歴 項目 年 齢	大 学 卒			短 大 卒		
	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
歳	人	年 月	円	人	年 月	円
18						
19						
20						
21				1	1	186,000
22	75		202,400			
23	83	10	205,824	1	3	200,900
24	67	1 9	210,739	1	4	203,800
25	96	2 9	220,942	2	4 10	211,900
26	93	3 8	226,841			
27	90	4 8	233,730			
28	89	5 8	239,358	1	8	239,700
29	101	6 7	247,448	2	6 11	235,450
30	88	7 8	256,741	3	7 2	252,333
31	85	8 8	261,379	1	11	258,700
32	77	9 5	264,908	1	12	272,200
33	77	10 4	271,318	4	10 4	257,275
34	80	11 6	279,631	7	11 11	265,414
35	69	12 4	284,313	2	12 11	276,950
36	71	12 11	297,610	1	11	278,700
37	48	13 9	302,531	6	15 11	290,850
38	52	14 11	304,623	3	13 6	305,600
39	47	16	327,091	1	19	337,300
40	62	17	334,539	5	18 8	315,420
41	53	18	341,100	3	19 7	321,533
42	63	19	350,852	1	22	358,500
43	66	19 9	359,139			
44	58	20 9	361,233	4	23 3	349,200
45	83	21 7	370,766	1	24 6	366,300
46	60	22 11	373,803	3	24 3	366,467
47	78	24 1	382,599	4	26 4	361,400
48	100	24 7	383,401	6	26	366,317
49	95	25 11	390,167	8	28 2	378,938
50	84	27 2	391,861	19	29 1	373,647
51	95	28 7	392,874	19	30 7	379,274
52	117	29 1	395,731	9	31 3	379,544
53	106	30 6	400,325	12	33 5	379,158
54	92	31 1	407,172	10	34 1	386,840
55	116	31 7	407,562	15	35	387,827
56	115	33 1	408,336	11	35 3	379,800
57	96	34 1	413,702	5	35 11	388,740
58	105	34 10	416,050	10	37 10	401,950
59	106	36 5	421,527	6	37 5	376,750
60以上						
計	3,138	18 8	329,431	188	27 2	353,873
平 均 年 齢	41歳 11月			48歳 5月		
人員構成比	70.2%			4.2%		

(注) この表でいう平均給料月額には、給料の調整額は含みません。以下同じですが、教育職給料

高 校 卒			中 学 卒			計		
職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
人	年 月	円	人	年 月	円	人	年 月	円
25		170,900				25		170,900
34	11	174,912				34	11	174,912
27	1 11	180,733				27	1 11	180,733
25	2 8	184,848				26	2 7	184,892
29	3 9	195,886				104	1 7	200,584
20	4 9	202,545				104	1 7	205,146
23	5 8	206,539				91	2 10	209,601
15	6 11	216,807				113	3 4	220,233
22	7 10	220,391				115	4 6	225,607
20	8	227,575				110	5 4	232,611
14	9 2	227,971				104	6 2	237,829
16	9 11	235,475				119	7	245,636
11	11 7	249,491				102	8 1	255,829
8	12 3	253,838				94	9	260,709
9	12 7	252,656				87	9 9	263,724
5	14 5	268,960				86	10 7	270,528
11	13 11	266,982				98	11 9	277,196
6	16 5	275,417				77	12 8	283,429
13	14 6	277,108				85	13 1	294,252
12	18 10	302,975				66	14 11	301,550
13	18 5	295,954				68	15 6	303,009
26	20 2	325,204				74	17 6	326,566
13	21 4	328,462				80	17 10	332,356
17	22 7	340,812				73	19 2	340,229
33	22 5	347,885				97	20 2	349,922
26	24	339,615				92	21	353,622
31	24 11	349,661				93	22 3	356,858
33	26 7	365,818				117	23	369,332
38	27 8	368,876				101	24 9	371,732
43	28 8	372,312				125	25 9	378,382
52	29 9	372,729				158	26 4	379,240
46	30 9	373,470	1	31 2	368,700	150	27 4	384,305
47	31 9	377,498				150	28 10	385,053
50	32 10	381,698				164	30 2	387,891
60	33 7	382,053				186	30 8	390,535
52	34 8	389,794				170	32	395,609
42	35 7	390,410				144	32 7	400,871
46	36 8	391,122				177	33 2	401,617
53	37 6	392,600				179	34 7	401,923
27	38 10	400,444	1	41 10	344,100	129	35 3	409,420
19	39 6	406,495				134	35 9	413,643
28	40 7	400,218				140	37 3	415,346
1,140	23 8	325,587	2	36 6	356,400	4,468	20 4	329,491
42歳 8月			53歳 7月			42歳 5月		
25.5%			0.1%			100.0%		

表(2)及び教育職給料表(3)においては、教職調整額も含みません。

2 公安職給料表

学歴 項目 年 齢	大 学 卒			短 大 卒		
	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
歳	人	年 月	円	人	年 月	円
18						
19						
20						
21						
22	25		228,000			
23	34	1	232,518			
24	39	1 11	243,121			
25	42	2 11	249,724			
26	47	3 10	254,998			
27	46	4 11	260,385			
28	48	5 10	263,983			
29	56	6 10	269,255			
30	44	7 10	275,348			
31	45	8 9	277,573			
32	42	9 8	281,388			
33	47	10 9	284,623			
34	63	11 8	292,435			
35	56	12 9	303,732			
36	53	13 10	306,632			
37	68	14 7	316,224			
38	50	15 5	326,962			
39	46	16 5	329,443			
40	67	17 7	345,578			
41	77	18 3	352,919			
42	66	19 4	372,935			
43	59	20 1	381,398			
44	58	21 3	388,279			
45	52	21 10	391,260			
46	40	23	403,825			
47	38	23 10	408,974			
48	38	24 10	406,563			
49	22	25 7	413,586			
50	20	26 8	412,555			
51	19	28 1	419,895			
52	15	29	418,873	1	32	399,000
53	20	29 10	419,760	3	32 11	401,600
54	27	31 7	422,956			
55	21	32 5	425,233			
56	26	33 2	418,769	1	34 8	396,200
57	19	34 1	433,932			
58	17	35 3	421,441			
59	24	36 1	422,963			
60以上						
計	1,576	15 10	332,511	5	33 1	400,000
平 均 年 齢	38歳 11月			53歳 10月		
人員構成比	51.5%			0.2%		

高 校 卒			中 学 卒			計		
職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
人	年 月	円	人	年 月	円	人	年 月	円
30		198,600				30		198,600
34	10	204,100				34	10	204,100
36	1 8	213,344				36	1 8	213,344
35	2 11	222,586				35	2 11	222,586
37	3 8	227,805				62	2 3	227,884
25	4 9	235,540				59	2 7	233,798
41	5 10	242,449				80	3 11	242,776
34	6 11	250,565				76	4 8	250,100
46	7 9	254,404				93	5 9	254,704
39	8 10	260,710				85	6 8	260,534
37	9 11	263,530				85	7 7	263,786
38	10 11	268,453				94	8 6	268,931
44	11 10	272,691				88	9 10	274,019
57	12 11	276,826				102	11 1	277,156
43	13 8	280,428				85	11 8	280,902
35	14 8	287,986				82	12 5	286,059
50	15 9	298,502				113	13 6	295,119
44	16 9	303,741				100	14 6	303,736
39	17 6	309,121				92	15 5	307,687
59	18 6	322,263				127	16 5	319,029
40	19 3	326,758				90	17 1	326,871
45	20 2	331,662				91	18 3	330,541
46	21	348,561				113	18 11	346,792
25	21 10	352,636				102	19 1	352,850
40	23	370,653				106	20 9	372,074
29	24 2	382,779				88	21 5	381,853
50	25	387,896				108	23	388,102
46	25 9	391,296				98	23 8	391,277
30	26 11	400,843				70	24 8	402,547
34	27 9	406,209				72	25 8	407,668
47	28 11	407,964				85	27 1	407,338
26	30 2	412,038				48	28 1	412,748
26	30 10	412,631				46	29 1	412,598
35	31 11	410,734				54	30 7	413,957
24	33	410,608				40	31 6	413,418
29	33 11	416,734				52	32 3	417,025
10	35 7	422,890				37	32 8	422,938
20	35 9	423,400				41	34	424,339
15	37 6	417,820				42	34 9	417,893
15	38 10	426,593				34	36 2	430,694
23	39 7	422,061				40	37 9	421,798
21	40 11	431,195				45	38 4	426,804
1,479	18 2	321,366	—	—	—	3,060	17	327,235
37歳 2月			—			38歳 1月		
48.3%			—			100.0%		

3 研究職給料表

学歴 項目 年 齢	大 学 卒			短 大 卒		
	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
歳	人	年 月	円	人	年 月	円
18						
19						
20						
21						
22						
23	3	1	226,200			
24	5	2	234,700			
25	7	2 6	242,029			
26	7	3 9	253,500			
27	5	4 6	259,080			
28	6	5 10	273,817			
29	5	6 7	276,680			
30	3	8	302,600			
31	4	8 5	291,350			
32	4	8 4	296,475			
33	7	9 9	311,086			
34	3	11 7	328,900			
35	8	12 7	335,825			
36	3	13 1	339,229			
37	7	14 2	351,229			
38	6	15 2	349,633			
39	3	16 7	363,833			
40	4	17 8	365,100			
41	2	17 6	361,800			
42	1	20	409,700			
43	7	20 6	391,014			
44	6	20 9	411,550			
45	2	21 6	411,700			
46	7	23	415,586			
47	2	24 9	411,350			
48	6	25	415,500			
49	2	25 9	433,650			
50	4	27 7	432,500			
51	3	28 9	437,100			
52	3	28 1	422,967			
53	11	29 4	436,236			
54	2	30 5	440,600			
55	6	31 11	445,117			
56	1	33	496,000			
57						
58						
59						
60以上						
計	155	15 10	350,244	—	—	—
平 均 年 齢	39歳 1月			—		
人員構成比	100.0%			—		

高 校 卒			中 学 卒			計		
職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
人	年 月	円	人	年 月	円	人	年 月	円
						3	1	226,200
						5	2	234,700
						7	2 6	242,029
						7	3 9	253,500
						5	4 6	259,080
						6	5 10	273,817
						5	6 7	276,680
						3	8	302,600
						4	8 5	291,350
						4	8 4	296,475
						7	9 9	311,086
						3	11 7	328,900
						8	12 7	335,825
						3	13 1	339,229
						7	14 2	351,229
						6	15 2	349,633
						3	16 7	363,833
						4	17 8	365,100
						2	17 6	361,800
						1	20	409,700
						7	20 6	391,014
						6	20 9	411,550
						2	21 6	411,700
						7	23	415,586
						2	24 9	411,350
						6	25	415,500
						2	25 9	433,650
						4	27 7	432,500
						3	28 9	437,100
						3	28 1	422,967
						11	29 4	436,236
						2	30 5	440,600
						6	31 11	445,117
						1	33	496,000
—	—	—	—	—	—	155	15 10	350,244
—			—			39歳 1月		
—			—			100.0%		

4 医療職給料表 (1)

学歴 項目 年 齢	大 学 卒			短 大 卒		
	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
歳	人	年 月	円	人	年 月	円
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26	1	3	310,000			
27	2	3	310,000			
28	1	3	310,000			
29						
30						
31	1	7	373,900			
32	2	8 11	392,400			
33	1	7	373,900			
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41	1	19	485,400			
42						
43						
44	1	20 3	483,300			
45						
46	1	17 11	494,100			
47	2	24 11	530,550			
48						
49	2	25 11	550,300			
50						
51	2	26 11	533,250			
52						
53						
54	2	29 5	566,600			
55						
56	1	33 11	542,700			
57	1	34 11	573,200			
58						
59	2	33 8	549,350			
60以上	7	36 2	555,243			
計	30	23 6	489,937	—	—	—
平 均 年 齢	48歳 2月			—		
人員構成比	100.0%			—		

高 校 卒			中 学 卒			計		
職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
人	年 月	円	人	年 月	円	人	年 月	円
						1	3	310,000
						2	3	310,000
						1	3	310,000
						1	7	373,900
						2	8 11	392,400
						1	7	373,900
						1	19	485,400
						1	20 3	483,300
						1	17 11	494,100
						2	24 11	530,550
						2	25 11	550,300
						2	26 11	533,250
						2	29 5	566,600
						1	33 11	542,700
						1	34 11	573,200
						2	33 8	549,350
						7	36 2	555,243
—	—	—	—	—	—	30	23 6	489,937
—			—			48歳 2月		
—			—			100.0%		

5 医療職給料表 (2)

学歴 項目 年 齢	大 学 卒			短 大 卒		
	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
歳	人	年 月	円	人	年 月	円
18						
19						
20						
21						
22						
23	1	1	211,200			
24	5	2	219,860			
25	5	3	225,520			
26	4	4	233,900			
27	3	3 3	232,067			
28	6	5 6	256,000			
29	4	6 9	262,725			
30	6	7 4	269,433			
31	8	8 1	269,425			
32	2	6 1	258,250			
33	8	10 3	285,800			
34	6	11 2	294,433			
35	6	11	293,917			
36	10	12 4	314,430	1	14 11	290,900
37	4	13 11	327,275			
38	5	15	334,260			
39	6	16	342,033	1	18 10	320,600
40	7	15 5	326,486	1	19 6	284,600
41	5	14 1	338,440			
42	2	19 3	359,700	1	20 11	330,300
43	4	20 8	365,725			
44	3	21 9	372,200	1	23	320,600
45	1	9 3	283,100			
46	8	23 8	396,638			
47	9	23 5	377,378			
48	2	25 1	390,450			
49	3	25 10	390,900			
50	2	27 5	404,750	1	29 9	347,900
51	6	24 10	379,683	1	28 5	379,600
52	4	30	401,550	1	30 8	388,400
53	4	24 1	354,025			
54	8	29 4	389,563			
55	4	30 11	382,375			
56	2	32 4	395,000			
57	5	33 5	401,940	1	35 9	402,100
58	6	34 4	413,517			
59	3	34 8	429,600	1	37 10	400,200
60以上						
計	177	17 1	329,644	10	26	346,520
平 均 年 齢	41歳 1月			47歳 4月		
人員構成比	94.7%			5.3%		

高 校 卒			中 学 卒			計		
職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
人	年 月	円	人	年 月	円	人	年 月	円
						1	1	211,200
						5	2	219,860
						5	3	225,520
						4	4	233,900
						3	3 3	232,067
						6	5 6	256,000
						4	6 9	262,725
						6	7 4	269,433
						8	8 1	269,425
						2	6 1	258,250
						8	10 3	285,800
						6	11 2	294,433
						6	11	293,917
						11	12 6	312,291
						4	13 11	327,275
						5	15	334,260
						7	16 5	338,971
						8	15 11	321,250
						5	14 1	338,440
						3	19 10	349,900
						4	20 8	365,725
						4	22	359,300
						1	9 3	283,100
						8	23 8	396,638
						9	23 5	377,378
						2	25 1	390,450
						3	25 10	390,900
						3	28 2	385,800
						7	25 4	379,671
						5	30 2	398,920
						4	24 1	354,025
						8	29 4	389,563
						4	30 11	382,375
						2	32 4	395,000
						6	33 9	401,967
						6	34 4	413,517
						4	35 5	422,250
—	—	—	—	—	—	187	17 6	330,546
—			—			41歳 5月		
—			—			100.0%		

6 医療職給料表 (3)

学歴 項目 年 齢	大 学 卒			短 大 卒		
	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
歳	人	年 月	円	人	年 月	円
18						
19						
20						
21						
22						
23	5	1	234,800			
24	4	1 9	238,550			
25	7	2 9	224,243			
26	2	3	249,450			
27	3	3 8	254,000			
28	4	5 10	262,925			
29	5	6 1	264,040			
30	5	7 11	270,200	1	10	272,700
31	2	8 9	274,150			
32	3	10	283,233	1	12	288,900
33	2	10 8	287,550			
34	3	11 7	297,067			
35	5	11 5	297,380	1	15	304,100
36	4	13 6	309,100			
37	7	14 3	315,257	2	10 1	271,200
38	4	15 6	323,025	1	10 1	273,500
39	3	16 1	327,267	2	16	309,200
40	2	17 5	341,900			
41	3	18	350,700	1	20	335,800
42	4	17 4	316,275			
43	1	17 8	336,000	1	3	324,500
44	2	21 5	369,300	3	23 4	362,600
45	2	22 11	364,550	3	17 10	312,600
46	2	17 11	330,600			
47	1	24	411,800	1	22 8	340,500
48						
49				3	26 10	379,700
50	1	10 9	286,800	1	29 3	388,500
51	1	29	426,500	1	30 10	390,800
52				1	26 11	378,200
53	1	30 10	390,800			
54	3	31 7	429,033	2	32 4	392,500
55	2	32 10	431,500	1	31 11	393,700
56	1	33 11	429,500			
57	1	34 11	429,500			
58	3	35 6	428,733			
59	2	36 11	430,700	2	38 5	420,450
60以上						
計	100	13 8	310,285	28	21 9	344,379
平 均 年 齢	37歳 1月			45歳 7月		
人員構成比	78.1%			21.9%		

高 校 卒			中 学 卒			計		
職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
人	年 月	円	人	年 月	円	人	年 月	円
						5	1	234,800
						4	1 9	238,550
						7	2 9	224,243
						2	3	249,450
						3	3 8	254,000
						4	5 10	262,925
						5	6 1	264,040
						6	7 11	270,617
						2	8 9	274,150
						4	10	284,650
						2	10 8	287,550
						3	11 7	297,067
						6	11 5	298,500
						4	13 6	309,100
						9	14 3	305,467
						5	15 6	313,120
						5	16 1	320,040
						2	17 5	341,900
						4	18	346,975
						4	17 4	316,275
						2	17 8	330,250
						5	21 5	365,280
						5	22 11	333,380
						2	17 11	330,600
						2	24	376,150
						3		379,700
						2	10 9	337,650
						2	29	408,650
						1		378,200
						1	30 10	390,800
						5	31 7	414,420
						3	32 10	418,900
						1	33 11	429,500
						1	34 11	429,500
						3	35 6	428,733
						4	36 11	425,575
—	—	—	—	—	—	128	15 6	317,743
—			—			38歳 11月		
—			—			100.0%		

7 教育職給料表 (2)

学歴 項目 年 齢	大 学 卒			短 大 卒		
	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
歳	人	年 月	円	人	年 月	円
18						
19						
20						
21						
22	17		226,100			
23	16		229,531			
24	21	1	237,338			
25	22	2	246,723			
26	20	3	251,250			
27	36	4	261,903			
28	26	5	274,631	3	7 7	251,233
29	51	6	278,845	2	8 11	255,600
30	45	7	288,178	1	10	262,600
31	50	8	294,946	1	11	268,100
32	47	9	304,221	1	12 6	261,600
33	51	10	310,773			
34	74	11	319,519			
35	61	12	326,226	1	15	285,200
36	65	13	332,485	3	14 7	280,033
37	66	14	339,097	2	16 10	315,800
38	53	15	347,821	1	17 8	292,900
39	78	16	354,826	3	18 10	303,100
40	80	17	361,421	3	18 7	298,900
41	88	18	367,348	1	21	316,100
42	105	19	374,344			
43	108	20	381,048			
44	100	21	380,788	3	22 8	336,933
45	116	21	389,619	2	25	324,700
46	106	23	397,170	2	23 11	351,300
47	129	24	403,753	1	24 1	313,300
48	139	24	402,763	4	26	364,725
49	128	25	407,236	1	28 6	329,500
50	127	26	410,768	2	29 9	346,500
51	121	28	417,153	5	29 10	385,080
52	125	28	419,479	6	31 1	387,500
53	94	29	419,220	1	31 11	412,900
54	84	29	423,202	3	33 1	416,500
55	88	31	424,047	5	34 6	396,920
56	90	32	425,466	1	35 7	417,300
57	104	33	426,922	1	36	384,200
58	95	34	423,877	6	31 2	433,317
59	72	35	430,307	3	38	415,600
60以上						
計	2,898	21 8	377,437	68	25 2	351,944
平 均 年 齢	45歳 2月			47歳 0月		
人員構成比	94.5%			2.2%		

高 校 卒			中 学 卒			計		
職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
人	年 月	円	人	年 月	円	人	年 月	円
						17		226,100
						16	11	229,531
1	5 6	221,800				22	2 1	236,632
						22	2 10	246,723
						20	3 9	251,250
1	7 11	231,300				37	4 11	261,076
4	8 11	240,475				33	6 5	268,364
						53	6 10	277,968
						46	7 9	287,622
						51	8 9	294,420
						48	9 8	303,333
						51	10 7	310,733
1	14 9	269,700				75	11 8	318,855
2	16 3	280,500				64	12 7	324,156
3	17 10	283,400				71	13 8	328,194
5	18 5	290,700				73	14 10	335,144
2	13 6	298,900				56	15 5	345,093
3	20 8	302,967				84	16 6	351,126
2	22	312,500				85	17 10	358,064
4	22 3	307,625				93	18 5	364,228
1	24	318,900				106	19 5	373,821
3	25	342,367				111	20 4	380,003
3	24 9	309,400				106	21 2	377,526
3	25 10	343,833				121	22	387,411
2	27 8	336,900				110	23 5	395,240
5	28 7	354,220				135	24 2	401,248
8	29 5	371,713				151	25	400,110
10	30 7	359,890				139	26 2	403,271
6	31 9	362,133				135	26 9	407,654
5	32 11	366,880				131	28 4	414,010
4	33 5	404,225				135	28 4	417,606
2	34 5	399,900				97	29 8	418,757
2	33 2	373,750				89	29 8	421,865
4	36 8	385,525				97	32 1	421,060
2	36 11	443,650				93	32 8	425,769
2	37 6	413,950				107	33 5	426,280
3	39	415,433				104	34 8	424,178
8	39 5	396,050				83	35 6	426,473
101	27 9	347,309	—	—	—	3,067	22	375,880
47歳 1月			—			45歳 3月		
3.3%			—			100.0%		

8 教育職給料表 (3)

学歴 項目 年 齢	大 学 卒			短 大 卒		
	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
歳	人	年 月	円	人	年 月	円
18						
19						
20						
21				2	1	215,100
22	90		226,100			
23	114	11	229,634	2	2 9	225,150
24	126	1 11	235,898	1	2 6	221,400
25	151	2 10	245,265	3	4 10	239,733
26	146	3 10	254,397	3	5 4	245,500
27	134	4 10	262,172			
28	139	5 9	270,983			
29	144	6 7	280,303			
30	114	7 7	289,278	2	9 2	273,200
31	133	8 6	295,764	1	10 6	284,200
32	103	9 4	301,738			
33	97	10 3	309,170	1	13	311,200
34	101	11 6	318,384	2	13 5	313,400
35	108	12 6	324,857	1	13	326,500
36	118	13	332,864	6	14 5	315,683
37	87	13 9	337,567	5	16 5	335,000
38	120	14 11	345,858	4	12 10	332,100
39	103	15 4	350,853	3	18 3	344,000
40	109	16 11	359,102	2	18	338,900
41	91	17 7	362,507	3	17 9	332,300
42	104	18 7	368,838	3	21 8	367,367
43	123	20	375,151	5	21 2	363,440
44	98	20 8	380,142	5	18 3	366,240
45	132	20 10	381,945	8	21 7	358,338
46	122	22 4	387,848	12	21 4	366,225
47	106	22 1	391,783	16	23 4	369,138
48	140	24 5	399,079	20	25 3	375,325
49	145	25 1	404,321	25	26 3	385,280
50	143	26	406,507	32	27 4	389,397
51	165	26 7	410,582	28	28 6	396,307
52	160	27 7	410,790	24	29 3	403,979
53	165	28 3	413,832	41	31 9	406,698
54	193	30 2	415,942	43	32	409,474
55	181	31 3	417,168	38	34 1	412,297
56	208	31 1	416,512	37	34 7	409,554
57	198	32 8	416,483	40	35 10	413,528
58	204	32 8	418,293	49	35	408,665
59	204	32 8	420,251	47	37 8	411,472
60以上						
計	5,119	18 9	354,362	514	29 8	392,167
平 均 年 齢	42歳 9月			52歳 3月		
人員構成比	90.9%			9.1%		

高 校 卒			中 学 卒			計		
職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額	職員数	平均経験年数	平均給料月額
人	年 月	円	人	年 月	円	人	年 月	円
						2	1	215,100
						90		226,100
						116	1	229,557
						127	1 11	235,784
						154	2 11	245,157
						149	3 11	254,218
						134	4 10	262,172
						139	5 9	270,983
						144	6 7	280,303
						116	7 7	289,001
						134	8 6	295,678
						103	9 4	301,738
						98	10 3	309,191
						103	11 6	318,287
						109	12 6	324,872
						124	13	332,033
						92	13 11	337,427
						124	14 10	345,414
						106	15 5	350,659
						111	17	358,738
						94	17 7	361,543
						107	18 8	368,797
						128	20	374,694
						103	20 6	379,467
						140	20 11	380,596
						134	22 3	385,912
						122	22 3	388,813
						160	24 6	396,109
						170	25 3	401,521
						175	26 3	403,378
						193	26 11	408,511
						184	27 10	409,902
						206	28 11	412,412
						236	30 6	414,764
						219	31 9	416,323
						245	31 8	415,461
						238	33 2	415,987
						253	33 2	416,428
						251	33 8	418,607
—	—	—	—	—	—	5,633	19 9	357,812
—			—			43歳 8月		
—			—			100%		

第5表 給料表別、手当等の種類別支給状況

給料表 項目 手当等の種類	行政職		公安職		研究職		医療職(1)	
	受給者数	受給者1人 当たり平均 支給月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 支給月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 支給月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 支給月額
給料の調整額	人 142	円 18,093	人 6	円 22,547	人 0	円 0	人 9	円 29,017
教職調整額	0	0	0	0	0	0	0	0
扶養手当	1,905	21,202	1,977	24,322	75	22,707	9	15,500
地域手当	42	55,692	11	48,878	0	0	30	86,335
うち医師に対する 地域手当	0	0	0	0	0	0	30	86,335
初任給調整手当	0	0	0	0	2	45,500	29	285,886
管理職手当	564	64,488	138	69,448	0	0	12	90,750
住居手当	1,347	24,709	353	24,919	72	24,314	13	25,646
通勤手当	3,432	11,907	2,310	8,351	131	11,259	23	19,230
単身赴任手当	134	41,925	302	32,656	3	55,667	0	0
特地勤務手当	12	19,227	18	20,791	4	25,548	0	0
へき地手当	23	14,869	0	0	0	0	0	0
時間外勤務手当	3,082	72,895	2,635	56,771	125	37,590	7	120,046
休日勤務手当	259	13,619	1,493	21,576	10	11,447	2	23,263
夜間勤務手当	37	6,978	2,318	10,108	0	0	0	0
宿日直手当	105	11,332	184	10,095	7	8,457	8	105,000
管理職員特別勤務手当	0	0	49	21,418	0	0	0	0
農林漁業普及指導手当	175	27,865	0	0	0	0	0	0
定時制通信教育手当	0	0	0	0	0	0	0	0
産業教育手当	0	0	0	0	0	0	0	0
義務教育等教員特別手当	0	0	0	0	0	0	0	0
特殊勤務手当	538	9,625	2,572	10,183	39	2,799	1	230
いずれかの手当等を受給する職員	4,393	91,441	2,983	110,960	154	66,690	30	495,772

(注) 1 特地勤務手当及びへき地手当には、それぞれ「準ずる手当」を含みます。また、本表の住
2 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、
翌月に手当が支給されるため、令和6年3月の実績によるものです。

医療職(2)		医療職(3)		教育職(2)		教育職(3)		計	
受給者数	受給者1人 当たり平均 支給月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 支給月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 支給月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 支給月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 支給月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
73	21,420	31	18,605	796	10,905	735	10,999	1,792	12,205
0	0	0	0	2,886	14,829	4,897	13,846	7,783	14,210
81	21,981	32	22,953	1,548	23,013	2,138	21,449	7,765	22,449
1	73,080	0	0	0	0	0	0	84	65,950
0	0	0	0	0	0	0	0	30	86,335
41	39,756	0	0	0	0	0	0	72	139,051
11	66,391	4	57,200	181	58,538	700	51,585	1,610	58,825
65	24,728	50	24,394	955	25,326	1,635	24,472	4,490	24,763
155	14,927	102	13,820	2,683	13,379	5,170	10,344	14,006	11,079
7	41,429	1	35,000	65	35,123	57	35,526	569	35,641
0	0	1	10,572	1	17,990	0	0	36	20,437
0	0	0	0	0	0	439	18,798	462	18,603
127	49,038	98	50,237	0	0	0	0	6,074	64,363
7	11,098	20	16,445	1	16,235	0	0	1,792	20,270
0	0	19	15,712	0	0	0	0	2,374	10,104
0	0	0	0	258	11,633	11	6,100	573	12,242
0	0	0	0	0	0	0	0	49	21,418
0	0	0	0	0	0	0	0	175	27,865
0	0	0	0	99	19,938	0	0	99	19,938
0	0	0	0	451	18,176	0	0	451	18,176
0	0	0	0	3,067	5,450	5,633	5,660	8,700	5,586
13	4,283	53	10,030	1,891	7,876	1,780	8,842	6,887	9,104
187	87,432	126	81,723	3,067	66,800	5,633	54,911	16,573	78,631

居手当には、単身赴任手当受給者の配偶者が居住する住居（借家等）に対する手当は含みません。
農林漁業普及指導手当及び特殊勤務手当（月額の税務手当を除く。）については、勤務を行った

第6表 扶養手当の支給状況

職 員 総 数 (A)		16,728 人
受 給 者 数 (B)		7,765 人
職員総数に対する 受給者の割合 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$		46.4 %
受給者1人当たり 平均支給月額		22,449 円
扶養親族数	配 偶 者	3,251 人
	子	13,101 人
	配偶者・子以外の扶養親族	350 人
	計	16,702 人 (2.15人)

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいいます。

2 () 内は、受給者1人当たりの平均扶養親族数を示します。

第7表 単身赴任手当の支給状況

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離		受 給 者 数	
区 分	80km未満	264 人	(46.4) %
	80km以上100km未満	146	(25.6)
	100km以上300km未満	129	(22.7)
	300km以上500km未満	0	(0.0)
	500km以上700km未満	0	(0.0)
	700km以上900km未満	5	(0.8)
	900km以上1,100km未満	1	(0.2)
	1,100km以上1,300km未満	4	(0.7)
	1,300km以上1,500km未満	18	(3.2)
	1,500km以上2,000km未満	0	(0.0)
	2,000km以上2,500km未満	2	(0.4)
	2,500km以上	0	(0.0)
計		569	(100.0)
受給者1人当たり平均支給月額		35,641 円	
職員総数に対する受給者の割合		3.4 %	

(注) 1 受給者1人当たりの平均支給月額は、基礎額と加算額とを合わせた金額です。

2 基礎額は30,000円で、加算額は職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて支給され、80km以上から11の区分を設けて支給しています。

3 () 内は、受給者総数を100としたときの割合です。

第8表 住居手当の支給状況

受給者数	借家・借間等	手当月額 11,000円 未満の受給者	19 人
		手当月額 11,000円 以上 28,000円 未満の受給者	3,048 人
		手当月額 28,000円 の受給者	1,423 人
		合 計	4,490 人
	職員総数に対する受給者総数の割合		26.8 %
借家・借間に係る受給者1人当たり平均支給月額			24,763 円

受給者数	単身赴任手当受給者の配偶者が居住する借家・借間	49 人
	受給者1人当たり平均支給月額	13,310 円

第9表 通勤手当の支給状況

通 勤 方 法			受 給 者 数	受給者1人当たり 平 均 支 給 月 額
交 通 機 関 利 用 者	単 一	鉄 道	人 % 101 (0.7)	円 13,092
		バ ス	233 (1.6)	13,199
		市 電	26 (0.2)	6,761
		そ の 他	8 (0.1)	16,451
		小 計	368 (2.6)	12,786
	併 用		82 (0.6)	19,250
	計		450 (3.2)	13,964
交 通 用 具 使 用 者	単 一	自 動 車	12,085 (86.3)	11,526
		単 車	731 (5.2)	5,840
		自 転 車	617 (4.4)	2,764
		小 計	13,433 (95.9)	10,814
	併 用		1 (0.0)	19,000
	計		13,434 (95.9)	10,822
交 通 機 関 と 交 通 用 具 と の 併 用 者			122 (0.9)	29,524
合 計			14,006 (100.0)	11,079
職員総数に対する受給者総数の割合			83.7 %	

(注) () 内は、受給者総数を100としたときの割合です。

第10表 給料表別、特殊勤務手当の種類別支給状況

種 類	給 料 表									計	受給者1人 当たり平均 支給月額
	行政職	公安職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	教育職 (2)	教育職 (3)			
税 務 手 当(月)	人 149	人	人	人	人	人	人	人	人	人 149	円 20,000
税 務 手 当(日)										0	
感 染 症 防 疫 作 業 手 当(日)										0	
放 射 線 取 扱 作 業 手 当(日)			3		1	3				7	1,246
漁 ろ う 手 当(航海)										0	
福 祉 業 務 手 当(月)	42	2				2				46	6,600
福 祉 業 務 手 当(日)	47					3				50	5,412
潜 水 手 当(時間)	2									2	620
精神保健指定医等従事手当(日)						2				2	580
有害薬品等取扱作業手当(日)	16		18		1					35	1,027
種 雄 牛 馬 取 扱 作 業 手 当(日)	4		4							8	2,846
舎 監 兼 務 手 当(日)										0	
訓 練 教 育 手 当(日)	40				1					41	22,624
速 記 手 当(日)										0	
と 畜 検 査 等 手 当(日)					6					6	1,600
夜 間 看 護 手 当(回)						19				19	25,934
用 地 交 渉 従 事 手 当(日)	184									184	3,427
消 防 訓 練 従 事 手 当(日)										0	
特 殊 現 場 作 業 手 当(日)	32									32	960
漁 業 取 締 手 当(日)										0	
航 空 機 と う 乗 作 業 手 当(時間)										0	
衛 生 検 査 業 務 従 事 手 当(日)					3					3	1,933
し尿処理施設検査等従事手当(日)										0	
い 草 取 扱 作 業 手 当(日)										0	
結核患者等訪問指導手当(日)				1	1	25				27	511
狂 犬 病 防 疫 作 業 手 当(日)					3					3	840
植 物 検 疫 防 除 手 当(月)	3									3	18,100
小 型 船 舶 海 上 作 業 手 当(日)	8		2							10	440
公共土木施設災害応急作業手当(日)										0	
夜 間 定 時 制 等 勤 務 手 当(日)	7									7	1,077
昼 夜 間 兼 務 手 当(時間)							1			1	3,000
夜 勤 手 当(夜)										0	
面 接 指 導 手 当(時間)										0	
学 力 検 査 手 当(時間)							1,795			1,795	1,219
農 業 水 産 管 理 手 当(日)							103			103	3,450
漁 ろ う 実 習 手 当(日)										0	
夜 間 学 級 担 当 手 当(日)										0	
教 員 特 殊 業 務 手 当(日)							713	986		1,699	13,179
教 育 業 務 連 絡 指 導 手 当(日)							614	1,043		1,657	3,782
多 学 年 学 級 担 当 手 当(日)								68		68	5,476
特 殊 作 業 手 当(※)	35	2,570	16							2,621	9,602

(注) 1 月額の税務手当を除く特殊勤務手当については、勤務を行った翌月に手当が支給されるため、令和6年3月の実績によるものです。

2 手当の後の()は、手当が支給される勤務の単位を表していますが、特殊作業手当は、日額や時間額等の複数の単位があるため(※)にしています。

第11表 定年前再任用短時間勤務職員等の適用給料表別、級別人員

1 定年引上げに伴い給料月額が7割に決定される職員 (単位：人)

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	59				4	11	1	43			
公安職給料表	21					7	14				
研究職給料表	3					3					
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	4					3	1				
医療職給料表(3)	1						1				
教育職給料表(2)	70		69	1							
教育職給料表(3)	168		157	1		10					
給料表計	326										

2 暫定再任用職員(フルタイム) (単位：人)

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	93				16	62	15				
公安職給料表	2				2						
研究職給料表	5				5						
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	3					1	2				
医療職給料表(3)	4				2	1	1				
教育職給料表(2)	112	10	100	2							
教育職給料表(3)	229		229								
給料表計	448										

3 定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用短時間勤務職員を含む。) (単位：人)

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	83				24	44	15				
公安職給料表	14		4		10						
研究職給料表	3				3						
医療職給料表(1)	0										
医療職給料表(2)	0										
医療職給料表(3)	5		1			4					
教育職給料表(2)	2			2							
教育職給料表(3)	53		52	1							
給料表計	160										

第12表 任期付職員及び任期付研究員の人員

1 一般任期付職員等の給料表別、級別人員 (単位：人)

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	103	27	18	52	1	2	1	2		
給料表計	103									

2 特定任期付職員及び任期付研究員の給料表別、号給別 (単位：人)

給料表	号給 計	1	2	3	4	5	6	7
特定任期付職員給料表	4	1	3					
第1号任期付研究員給料表	0							
第2号任期付研究員給料表	0							
給料表計	4							

令和6年職種別民間給与実態調査

令和 6 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりです。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和 6 年 4 月現在における県内民間給与の実態を調査したものです。

2 調査機関

熊本県人事委員会、人事院及び熊本市人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業（宗教及び外国公務を除く。）の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 712 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係 18 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記 3 の(1)に記載した事業所を、組織、規模、産業により 19 層に層化し、これらの層から 192 事業所を無作為に抽出し、実地調査を行いました。

調査完了事業所は、第 13 表のとおりです。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外しました。

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係以外の調査職種は 6,614 人、初任給関係職種は 517 人ですが、調査職種該当者（母集団）の推定数は 34,554 人です。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行いました。

(3) その他、再雇用者についても調査しました。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	171	26	16	18	80	31
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	22	3	1	3	6	9
製造業	60	5	9	6	32	8
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	25	6	3	1	13	2
卸売業、小売業	20	1	1	4	7	7
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	4	1	0	0	2	1
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	40	10	2	4	20	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能となった事業所が21所ありました。
- 2 調査対象事業所199所（当初）から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所7所を除いた192所に占める調査完了事業所171所の割合（調査完了率）は、89.1%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）です。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考	公民給与の比較 における対応級
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）		
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	10	52.8	779,804	832	778,972	構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	本表2企業規模 500 人以上、本表3企業 規模100人以上500人 未満及び本表4企業 規模50人以上100人未 満の対応級欄参照の こと。
	大 学 卒	10	52.8	779,804	832	778,972		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工場長	4	54.8	705,276	0	705,276	構成員50人以上 の工場の長（取 締役兼任者を除 く。）	同 上
	大 学 卒	3	54.1	755,236	0	755,236		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	159	55.1	547,226	8,135	539,091	2課以上又は構成員 20人以上の部の 長、当該部長と職 能資格等が同等と 認められる部の長 等（取締役兼任者 を除く。）	同 上
	大 学 卒	90	54.5	580,100	3,418	576,682		
	短 大 卒	13	56.6	505,056	465	504,591		
	高 校 卒	55	55.7	508,604	16,946	491,658		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術部長	136	53.5	669,807	1,094	668,713	同 上	同 上
	大 学 卒	66	52.9	723,298	462	722,836		
	短 大 卒	19	54.5	634,746	764	633,982		
	高 校 卒	51	54.0	613,206	2,059	611,147		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務部次長	68	53.9	484,668	5,215	479,453	上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者、当該部次 長と職能資格等が 同等と認められる 部の次長等、中間 職（部長-課長間）	同 上
	大 学 卒	41	53.0	494,528	4,707	489,821		
	短 大 卒	3	46.1	525,119	0	525,119		
	高 校 卒	24	55.8	467,184	6,400	460,784		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	49	51.4	624,204	775	623,429	同 上	同 上
	大 学 卒	18	49.0	675,831	271	675,560		
	短 大 卒	9	52.4	641,577	1,649	639,928		
	高 校 卒	22	53.5	564,206	953	563,253		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	298	50.8	522,088	8,948	513,140	2係以上又は構成員 10人以上の課の長、当該課 長と職能資格等 が同等と認めら れる課の長等	同 上
	大 学 卒	158	48.8	532,655	13,893	518,762		
	短 大 卒	36	52.6	476,100	710	475,390		
	高 校 卒	103	53.3	523,948	4,416	519,532		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	332	49.9	587,794	3,115	584,679	同 上	同 上
	大 学 卒	169	49.0	620,423	4,701	615,722		
	短 大 卒	38	48.6	533,226	812	532,414		
	高 校 卒	121	51.7	562,272	1,686	560,586		
	中 学 卒	4	47.6	452,921	0	452,921		

(注) 1 「*」は、調査実人員が1人の場合です。以下本表において同じです。

2 中間職（部長-課長間）とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます。
以下本表において同じです。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考	公民給与の比較 における対応級
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	158	48.6	488,420	35,468	452,952	前記課長の職務代行 者、課長に直属し部下 に係長等を有する者又 は部下4人以上を有す る者、当該課長代理と 職能資格等が同等と認 められる課長代理等、 中間職（課長-係長間）	本表2企業規模500 人以上、本表3企業 規模100人以上500人 未満及び本表4企業 規模50人以上100人 未満の対応級欄参照 のこと。
	大 学 卒	66	46.9	505,631	34,075	471,556		
	短 大 卒	21	50.3	431,424	45,467	385,957		
	高 校 卒	68	50.1	491,531	34,408	457,123		
	中 学 卒	3	40.1	410,100	28,594	381,506		
	技術課長代理	101	49.3	519,924	44,494	475,430	同 上	同 上
	大 学 卒	56	47.6	517,793	52,700	465,093		
	短 大 卒	15	51.5	480,868	61,805	419,063		
	高 校 卒	30	51.4	541,025	22,530	518,495		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	449	45.4	420,355	42,764	377,591	係の長等	同 上
	大 学 卒	219	44.1	422,017	45,586	376,431		
	短 大 卒	60	46.3	421,212	34,547	386,665		
	高 校 卒	168	46.7	418,256	42,477	375,779		
	中 学 卒	2	46.7	393,661	3,777	389,884		
	技術係長	356	49.8	493,881	42,365	451,516	同 上	同 上
	大 学 卒	135	47.6	482,525	55,560	426,965		
	短 大 卒	41	49.6	469,104	36,601	432,503		
	高 校 卒	179	51.3	507,758	34,719	473,039		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
事務主任	419	40.6	353,171	35,791	317,380	係長等のいる事業所に おける主任、係長等のい ない事業所において課 長代理以上に直属し部 下を有する主任又は当 該主任と職能資格等が 同等と認められる主任、 中間職（係長-係員間）	同 上	
大 学 卒	188	38.5	383,616	44,639	338,977			
短 大 卒	56	45.0	318,766	30,210	288,556			
高 校 卒	175	41.4	332,190	28,453	303,737			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術主任	370	44.9	439,984	60,142	379,842	同 上	同 上	
大 学 卒	144	41.7	435,644	62,478	373,166			
短 大 卒	56	44.1	437,244	68,009	369,235			
高 校 卒	167	47.7	444,830	55,047	389,783			
中 学 卒	3	45.8	414,374	105,679	308,695			
事務係員	1,543	39.1	296,713	26,501	270,212		同 上	
大 学 卒	687	35.1	319,895	34,772	285,123			
短 大 卒	246	43.6	283,221	24,820	258,401			
高 校 卒	606	41.9	275,216	17,573	257,643			
中 学 卒	4	43.6	296,255	20,471	275,784			
技術係員	1,175	41.5	406,365	50,461	355,904		同 上	
大 学 卒	523	36.6	420,659	62,010	358,649			
短 大 卒	165	41.6	390,541	47,212	343,329			
高 校 卒	481	45.9	398,659	40,990	357,669			
中 学 卒	6	40.3	307,764	43,397	264,367			

（注）3 中間職（課長-係長間）とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の
等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます。

以下本表において同じです。

4 中間職（係長-係員間）とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の
等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます。

以下本表において同じです。

1 企業規模計

職 種 名			調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考
					きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）	
研究 関 係 職 種	研究所長		*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究部(課)長		6	50.6	596,476	0	596,476	
	研究室(係)長		14	54.0	622,460	1,276	621,184	
	主任研究員		25	46.1	483,777	848	482,929	
	研究員		20	32.5	330,127	29,366	300,761	
	研究補助員		-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病院長		*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長		*	*	*	*	*	
	医科長		9	47.5	1,457,922	62,833	1,395,089	
	医師		27	45.3	1,174,273	90,669	1,083,604	
	歯科医師		-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬局長		5	46.8	525,366	48,748	476,618	
	薬剤師		16	41.4	376,992	32,077	344,915	
	診療放射線技師		38	37.2	337,265	24,410	312,855	
	臨床検査技師		58	40.2	291,296	22,918	268,378	
	栄養士		32	41.4	249,599	8,279	241,320	
	理学療法士		71	34.4	311,246	17,864	293,382	
	作業療法士		78	33.2	277,594	8,047	269,547	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	総看護師長		5	56.0	440,336	4,357	435,979	
	看護師長		96	50.6	387,133	26,636	360,497	
	看護師		233	36.5	305,771	36,490	269,281	
	准看護師		105	46.8	249,870	24,851	225,019	
教 育 関 係 職 種	大 学	学部長等	2	62.0	761,700	0	761,700	
		教 授	45	58.5	581,404	0	581,404	
		准教授	31	50.2	513,636	0	513,636	
		講 師	24	51.7	479,050	0	479,050	
		助 教	16	43.7	423,520	0	423,520	
	高 校	校 長	*	*	*	*	*	
		教 頭	2	57.0	681,200	0	681,200	
		教 諭	22	40.6	464,542	0	464,542	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考	公民給与の比較 における対応級
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）		
事業・技術・関係職種	支店長	10	52.8	779,804	832	778,972	構成員50人以上 の支店（社）の長 （取締役兼任者 を除く。）	行政職 9級
	大 学 卒	10	52.8	779,804	832	778,972		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上 の工場の長（取 締役兼任者を除 く。）	同 上
	工場長	3	55.8	761,586	0	761,586		
	大 学 卒	2	55.5	858,432	0	858,432		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*	2課以上又は構 成員20人以上の部 の長、当該部長と職 能資格等が同等と 認められる部の長 等（取締役兼任者 を除く。）	同 上
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	65	54.6	638,333	714	637,619		
	大 学 卒	41	54.5	658,947	94	658,853		
	短 大 卒	4	55.2	626,479	1,652	624,827	同 上	同 上
	高 校 卒	19	54.7	595,869	1,742	594,127		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術部長	93	53.7	766,620	391	766,229	同 上	同 上
	大 学 卒	51	53.4	794,676	205	794,471		
	短 大 卒	10	53.7	772,971	1,466	771,505		
	高 校 卒	32	54.3	712,790	314	712,476		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者、当該部次 長と職能資格等が 同等と認められる 部の次長等、中間 職（部長-課長間）	同 上
	事務部次長	25	52.7	587,990	387	587,603		
	大 学 卒	17	51.9	589,786	301	589,485		
	短 大 卒	2	51.5	593,050	0	593,050		
	高 校 卒	6	55.7	580,437	796	579,641	同 上	同 上
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	43	51.7	660,520	559	659,961		
	大 学 卒	17	49.7	695,768	279	695,489		
	短 大 卒	8	53.1	695,671	0	695,671	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長、当該課 長と職能資格等 が同等と認めら れる課の長等	行政職 7級、8級
	高 校 卒	18	53.7	599,257	1,163	598,094		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	178	50.8	614,014	11,688	602,326		
	大 学 卒	97	48.8	618,956	17,960	600,996	同 上	同 上
	短 大 卒	17	52.1	577,888	1,848	576,040		
	高 校 卒	64	53.4	614,315	4,553	609,762		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	234	50.3	646,623	4,114	642,509	同 上	同 上
	大 学 卒	125	49.0	670,325	5,739	664,586		
	短 大 卒	20	50.0	624,571	1,633	622,938		
	高 校 卒	87	52.3	617,579	2,240	615,339		
	中 学 卒	2	49.0	470,730	0	470,730		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考	公民給与の比較 における対応級
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	80	49.1	586,336	50,320	536,016	前記課長の職務代行 者、課長に直属し部下 に係長等を有する者又 は部下4人以上を有す る者、当該課長代理と 職能資格等が同等と認 められる課長代理等、 中間職（課長-係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	35	48.1	616,259	54,778	561,481		
	短 大 卒	8	49.2	500,842	69,871	430,971		
	高 校 卒	35	50.8	587,953	42,606	545,347		
	中 学 卒	2	37.5	415,046	40,000	375,046		
	技術課長代理	48	50.0	597,975	29,494	568,481	同 上	同 上
	大 学 卒	25	48.0	612,096	42,592	569,504		
	短 大 卒	2	55.0	711,060	0	711,060		
	高 校 卒	21	51.7	572,299	18,486	553,813		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	229	47.7	494,156	46,311	447,845	係の長等	行政職 3級、4級
	大 学 卒	111	46.0	501,119	56,756	444,363		
	短 大 卒	31	48.2	499,883	27,894	471,989		
	高 校 卒	85	49.4	486,539	42,193	444,346		
	中 学 卒	2	46.7	393,661	3,777	389,884		
	技術係長	255	50.8	524,434	40,085	484,349	同 上	同 上
	大 学 卒	88	48.7	518,112	52,497	465,615		
	短 大 卒	27	50.5	502,697	33,560	469,137		
	高 校 卒	139	52.1	533,192	34,268	498,924		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務主任	190	42.1	438,395	48,670	389,725	係長等のいる事業所 における主任、係長等の いない事業所において課 長代理以上に直属し部 下を有する主任又は当 該主任と職能資格等が 同等と認められる主任、 中間職（係長-係員間）	行政職 2級 （一部は3級、4級）
	大 学 卒	118	39.7	440,457	57,016	383,441		
	短 大 卒	20	47.5	426,079	53,741	372,338		
	高 校 卒	52	45.3	437,728	31,077	406,651		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	230	46.0	497,233	73,015	424,218	同 上	同 上
	大 学 卒	83	44.0	500,222	74,860	425,362		
	短 大 卒	35	44.5	492,796	84,978	407,818		
	高 校 卒	109	47.9	499,298	66,877	432,421		
	中 学 卒	3	45.8	414,374	105,679	308,695		
	事務係員	781	40.0	340,053	37,624	302,429		行政職 1級
	大 学 卒	412	35.5	359,045	46,551	312,494		
	短 大 卒	128	46.3	314,684	33,807	280,877		
	高 校 卒	238	44.2	321,736	24,450	297,286		
	中 学 卒	3	44.3	298,895	3,209	295,686		
	技術係員	829	42.8	426,338	54,214	372,124		同 上
	大 学 卒	372	37.4	444,446	66,967	377,479		
	短 大 卒	113	43.2	403,137	48,677	354,460		
	高 校 卒	340	47.5	417,137	44,496	372,641		
	中 学 卒	4	40.3	323,449	50,892	272,557		

2 企業規模500人以上

職 種 名			調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考
					きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）	
研究 関係 職種	研究所長		*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究部(課)長		2	57.5	765,112	0	765,112	
	研究室(係)長		13	54.5	629,384	0	629,384	
	主任研究員		15	49.7	534,991	0	534,991	
	研究員		11	32.9	349,835	33,699	316,136	
医 療 関 係 職 種	研究補助員		-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 - 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 - 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	病院長		-	-	-	-	-	
	副院長		-	-	-	-	-	
	医科長		-	-	-	-	-	
	医師		-	-	-	-	-	
	歯科医師		-	-	-	-	-	
	薬局長		3	49.5	457,773	19,325	438,448	
	薬剤師		8	40.0	359,614	40,739	318,875	
	診療放射線技師		13	42.5	351,043	30,442	320,601	
	臨床検査技師		15	39.2	317,955	30,111	287,844	
	栄養士		14	39.7	247,851	8,029	239,822	
	理学療法士		27	37.5	339,558	24,784	314,774	
	作業療法士		42	34.4	287,269	10,463	276,806	
	総看護師長		2	56.3	419,846	10,733	409,113	
	看護師長		42	49.7	381,831	28,346	353,485	
教 育 関 係 職 種	看護師		76	31.2	276,133	33,442	242,691	
	准看護師		31	47.8	242,379	16,718	225,661	
	大 学	学部長等	2	62.0	761,700	0	761,700	
		教授	14	60.2	680,328	0	680,328	
		准教授	11	53.5	566,369	0	566,369	
		講師	5	45.9	527,690	0	527,690	
		助教	*	*	*	*	*	
	高 校	校長	*	*	*	*	*	
		教頭	2	57.0	681,200	0	681,200	
		教諭	22	40.6	464,542	0	464,542	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考	公民給与の比較 における対応級
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）		
事業・技術関係職種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上 の工場の長（取 締役兼任者を除 く。）	同 上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	82	55.0	507,948	12,170	495,778	2課以上又は構成員20人以上の部の長、当該部長と職能資格等が同等と認められる部の長等（取締役兼任者を除く。）	同 上
	大学卒	46	54.2	535,042	5,755	529,287		
	短大卒	9	57.2	457,492	0	457,492		
	高校卒	27	55.3	484,757	25,967	458,790		
	技術部長	37	53.1	511,962	1,609	510,353	同 上	同 上
	大学卒	14	51.3	519,588	1,286	518,302		
	短大卒	8	55.2	500,101	0	500,101		
	高校卒	15	53.9	510,562	2,630	507,932		
	事務部次長	37	54.1	451,656	4,045	447,611	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、当該部次長と職能資格等が同等と認められる部の次長等、中間職（部長-課長間）	同 上
	大学卒	19	52.7	453,700	3,613	450,087		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	17	56.1	448,886	4,683	444,203		
	技術部次長	5	47.6	444,719	2,160	442,559	同 上	同 上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	49.4	442,304	598	441,706		
	事務課長	109	50.7	416,924	6,605	410,319	2係以上又は構成員10人以上の課の長、当該課長と職能資格等が同等と認められる課の長等	行政職 5級、6級
	大学卒	54	48.6	425,075	10,346	414,729		
	短大卒	19	52.8	423,408	121	423,287		
	高校卒	35	53.1	402,345	4,777	397,568		
	技術課長	88	48.7	443,818	502	443,316	同 上	同 上
	大学卒	41	48.9	458,388	876	457,512		
	短大卒	17	46.7	438,263	0	438,263		
	高校卒	29	49.7	430,605	364	430,241		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考	公民給与の比較 における対応級
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	63	47.4	377,644	23,328	354,316	前記課長の職務代行 者、課長に直属し部下 に係長等を有する者又 は部下4人以上を有す る者、当該課長代理と 職能資格等が同等と認 められる課長代理等、 中間職（課長-係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	22	44.3	367,815	15,404	352,411		
	短 大 卒	13	51.1	382,261	28,184	354,077		
	高 校 卒	28	48.4	383,568	27,667	355,901		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	53	48.5	428,633	62,039	366,594	同 上	同 上
	大 学 卒	31	47.3	429,104	62,207	366,897		
	短 大 卒	13	50.7	433,501	74,523	358,978		
	高 校 卒	9	50.1	417,655	38,485	379,170		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	175	42.1	336,078	41,716	294,362	係の長等	行政職 3級
	大 学 卒	78	41.1	337,285	37,560	299,725		
	短 大 卒	27	43.8	333,826	40,072	293,754		
	高 校 卒	70	42.7	335,449	47,461	287,988		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	87	45.2	383,253	56,051	327,202	同 上	同 上
	大 学 卒	44	44.5	395,733	65,076	330,657		
	短 大 卒	13	47.3	371,980	43,229	328,751		
	高 校 卒	30	45.1	367,943	47,401	320,542		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	176	38.9	277,904	27,566	250,338	係長等のいる事業所に おける主任、係長等のい ない事業所において課 長代理以上に直属し部 下を有する主任又は当 該主任と職能資格等が 同等と認められる主任、 中間職（係長-係員間）	行政職 2級 （一部は3級）
	大 学 卒	44	37.6	283,672	25,824	257,848		
	短 大 卒	30	43.4	274,582	21,207	253,375		
	高 校 卒	102	38.2	276,329	30,142	246,187		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	132	43.3	361,726	43,240	318,486	同 上	同 上
	大 学 卒	61	38.6	350,019	46,061	303,958		
	短 大 卒	19	43.1	358,162	46,562	311,600		
	高 校 卒	52	47.7	373,455	39,779	333,676		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	598	37.9	252,658	16,526	236,132		行政職 1級
	大 学 卒	217	34.4	264,068	19,327	244,741		
	短 大 卒	103	39.9	242,643	14,877	227,766		
	高 校 卒	277	40.0	246,555	14,545	232,010		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	299	34.8	313,525	35,773	277,752		同 上
	大 学 卒	141	32.7	315,442	40,936	274,506		
	短 大 卒	47	35.5	348,524	44,860	303,664		
	高 校 卒	110	37.0	294,638	24,745	269,893		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名			調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考
					きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）	
研究 関係 職種	研究所長		-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究部(課)長		4	45.7	475,940	0	475,940	
	研究室(係)長		*	*	*	*	*	
	主任研究員		10	34.1	310,613	3,716	306,897	
	研究員		9	31.8	290,883	20,740	270,143	
医 療 関 係 職 種	病院長		*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長		*	*	*	*	*	
	医科長		9	47.5	1,457,922	62,833	1,395,089	
	医師		27	45.3	1,174,273	90,669	1,083,604	
	歯科医師		-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬局長		2	42.5	629,233	93,960	535,273	
	薬剤師		7	39.6	390,791	26,198	364,593	
	診療放射線技師		24	33.7	333,294	21,811	311,483	
	臨床検査技師		41	40.2	283,280	21,088	262,192	
	栄養士		17	43.7	253,699	9,000	244,699	
	理学療法士		40	29.8	272,372	8,526	263,846	
	作業療法士		33	31.2	265,814	5,125	260,689	
	総看護師長		3	55.7	454,338	0	454,338	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師長		52	51.6	392,941	24,331	368,610	
	看護師		149	41.0	330,039	37,006	293,033	
	准看護師		69	46.2	254,680	27,742	226,938	
教育 関係 職種	学部長等		-	-	-	-	-	
	大	教 授	31	58.1	562,346	0	562,346	
		准教授	20	49.4	499,134	0	499,134	
		講 師	19	52.4	472,477	0	472,477	
		助 教	15	44.2	427,244	0	427,244	
	高	校 長	-	-	-	-	-	
		教 頭	-	-	-	-	-	
		教 諭	-	-	-	-	-	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考	公民給与の比較 における対応級
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）		
事業・技術関係職種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上 の工場の長（取 締役兼任者を除 く。）	同 上
	工場長	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-	2 課以上又は構 成員20人以上の 部の長、当該部 長と職能資格等 が同等と認めら れる部の長等（ 取締役兼任者を 除く。）	同 上
	事務部長	12	58.0	477,354	8,811	468,543		
	大 学 卒	3	57.9	530,222	0	530,222		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	9	58.0	459,650	11,762	447,888	同 上	同 上
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	6	54.0	467,590	5,748	461,842		
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	*	*	*	*	*	同 上	同 上
	高 校 卒	4	53.0	466,508	8,563	457,945		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務部次長	6	55.1	469,198	21,972	447,226	上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者、当該部次 長と職能資格等が 同等と認められる 部の次長等、中間 職（部長-課長間）	同 上
	大 学 卒	5	55.9	464,589	15,996	448,593		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上	同 上
	技術部次長	*	*	*	*	*		
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*	2 係以上又は構 成員10人以上の 課の長、当該課 長と職能資格等 が同等と認めら れる課の長等	行政職 5級
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	11	51.5	465,283	0	465,283		
	大 学 卒	7	50.4	466,776	0	466,776		
	短 大 卒	-	-	-	-	-	同 上	同 上
	高 校 卒	4	53.4	462,698	0	462,698		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	10	52.4	421,204	1,529	419,675		
	大 学 卒	3	51.8	398,187	4,827	393,360	同 上	同 上
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	5	53.3	407,095	161	406,934		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考	公民給与の比較 における対応級
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	15	50.9	414,633	3,999	410,634	前記課長の職務代行 者、課長に直属し部下 に係長等を有する者又は 部下4人以上を有する 者、当該課長代理と 職能資格等が同等と認 められる課長代理等、 中間職（課長-係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	9	49.1	422,976	0	422,976		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	5	55.1	402,961	12,098	390,863		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	-	-	-	-	-	同 上	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	45	46.8	389,884	30,904	358,980	係の長等	行政職 3級
	大 学 卒	30	46.0	399,767	32,806	366,961		
	短 大 卒	2	47.1	316,237	64,403	251,834		
	高 校 卒	13	48.5	378,463	21,266	357,197		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	14	49.8	334,942	20,424	314,518	同 上	同 上
	大 学 卒	3	52.5	356,734	35,131	321,603		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	10	49.6	327,645	10,328	317,317		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務主任	53	40.8	317,396	21,552	295,844	係長等のいる事業所に おける主任、係長等のい ない事業所において課 長代理以上に直属し部 下を有する主任又は当 該主任と職能資格等が 同等と認められる主任、 中間職（係長-係員間）	行政職 2級 （一部は3級）	
大 学 卒	26	35.7	325,216	27,598	297,618			
短 大 卒	6	46.3	268,501	16,382	252,119			
高 校 卒	21	45.5	321,768	15,692	306,076			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術主任	8	45.4	298,953	16,370	282,583	同 上	同 上	
大 学 卒	-	-	-	-	-			
短 大 卒	2	47.0	291,304	1,154	290,150			
高 校 卒	6	44.8	301,503	21,443	280,060			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事務係員	164	39.0	251,494	10,446	241,048		行政職 1級	
大 学 卒	58	34.3	261,768	12,393	249,375			
短 大 卒	15	42.4	257,680	7,692	249,988			
高 校 卒	91	41.5	244,004	9,667	234,337			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技術係員	47	38.9	309,494	13,848	295,646		同 上	
大 学 卒	10	37.1	291,488	22,424	269,064			
短 大 卒	5	43.8	344,488	14,308	330,180			
高 校 卒	31	38.6	310,771	11,583	299,188			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名			調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額（円）			備 考
					きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）	
研究 関係 職種	研究所長		-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） - 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 - 構成員3人以上の室（係）の長 - 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究部(課)長		-	-	-	-	-	
	研究室(係)長		-	-	-	-	-	
	主任研究員		-	-	-	-	-	
	研究員		-	-	-	-	-	
	研究補助員		-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病院長		-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 - 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 - 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長		-	-	-	-	-	
	医科長		-	-	-	-	-	
	医師		-	-	-	-	-	
	歯科医師		-	-	-	-	-	
	薬局長		-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師		*	*	*	*	*	
	診療放射線技師		*	*	*	*	*	
	臨床検査技師		2	50.5	234,265	0	234,265	
	栄養士		*	*	*	*	*	
	理学療法士		4	36.5	300,724	13,034	287,690	
	作業療法士		3	37.2	246,367	0	246,367	
	総看護師長		-	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師長		2	50.5	376,015	41,400	334,615	
	看護師		8	44.4	369,616	125,489	244,127	
	准看護師		5	46.7	238,207	44,811	193,396	
教育 関係 職種	大 学	学部長等	-	-	-	-	-	
		教授	-	-	-	-	-	
		准教授	-	-	-	-	-	
		講師	-	-	-	-	-	
	高 校	助教	-	-	-	-	-	
		助手	-	-	-	-	-	
		校長	-	-	-	-	-	
		教頭	-	-	-	-	-	
	校	教諭	-	-	-	-	-	
		教諭	-	-	-	-	-	

(参考) 再雇用者 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員 人	平均 年齢 歳	令和6年4月分平均支給額 (円)			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	-	-	-	-	-	1 企業規模計 の備考欄参照
	60 歳 男 性	-	-	-	-	-	
	事務・技術部長	11	61.7	604,179	0	604,179	
	60 歳 男 性	4	-	613,888	0	613,888	
	事務・技術部次長	-	-	-	-	-	
	60 歳 男 性	-	-	-	-	-	
	事務・技術課長	3	61.7	406,331	9,335	396,996	
	60 歳 男 性	*	-	*	*	*	
	事務・技術課長代理	-	-	-	-	-	
	60 歳 男 性	-	-	-	-	-	
	事務・技術係長	18	62.1	269,520	13,283	256,237	
	60 歳 男 性	5	-	318,883	27,142	291,741	
	事務・技術主任	3	67.2	255,242	11,369	243,873	
	60 歳 男 性	-	-	-	-	-	
	事務・技術係員	265	62.5	326,770	25,433	301,337	
	60 歳 男 性	68	-	358,576	25,267	333,309	

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事務・ 技術関係	新卒事務員		円	円	円	円
		大学卒	198,298	206,979	193,941	198,835
		短大卒	175,883	200,159	161,630	x
		高校卒	167,690	181,887	164,062	166,919
	新卒技術者	大学卒	219,958	224,467	218,894	-
		短大卒	201,232	210,653	190,672	-
		高校卒	178,384	187,537	177,280	172,847
	新卒事務員 ・技術者計	大学卒	202,285	209,595	200,451	198,835
		短大卒	185,127	205,252	170,901	x
		高校卒	172,514	184,962	168,450	170,660

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、採用のある事業所について平均したものです。
2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合です。

第16表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び扶養家族の構成別支給月額

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		73.2%
	配偶者に家族手当を支給する	(79.9%)
	子に家族手当を支給する	(98.6%)
家 族 手 当 制 度 が な い		26.8%
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 数	配 偶 者	13,043 円
	配偶者と子1人	19,173 円
	配偶者と子2人	24,890 円

- (注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合です。
- 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。
- 3 本県の場合、扶養手当に係る本年度の支給月額は、配偶者6,500円(※)、子1人につき10,000円、配偶者・子以外1人につき6,500円(※)です。
 なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算されます。
- ※ 行政職給料表8級相当の職員の場合は3,500円、行政職給料表9級相当の職員の場合は支給されません。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見 直 し 予 定 の 状 況	割 合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 又は見直すことについて検討中	10.1%
税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等によっては見直すことを検討	7.8%
配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)	82.1%

- (注) 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所です。

第17表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月 15 万円) 以上	非課税限度額 (月 15 万円) 以内	その他	在来線の 通勤手当を 支給しない
76.3%	(39.4%)	(4.9%)	(51.9%)	(3.8%)	23.7%

(注) () 内は、在来線の通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合です。

その2 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を 含む 通勤手当を 支給する	全額支給	非課税限度額 (月 15 万円) 以上	非課税限度額 (月 15 万円) 以内	その他	特急料金を 含む 通勤手当を 支給しない
88.4%	(51.6%)	(7.4%)	(26.2%)	(14.8%)	11.6%

(注) 1 新幹線又は在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を 100 とした割合です。

2 () 内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合です。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	一般の従業員（係員）		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	55.9 %	44.1 %	53.0 %	47.0 %	51.7 %	48.3 %
500人以上	60.9	39.1	54.7	45.3	53.2	46.8
100人以上500人未満	57.7	42.3	56.3	43.7	56.2	43.8
50人以上100人未満	45.3	54.7	44.5	55.5	39.4	60.6

標準生計費

第 19 表 費目別、世帯人員別標準生計費

熊本市における標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定しました。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しています。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応します。

食 料 費 …… 食料

住 居 関 係 費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和6年4月の勤労者世帯の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定しました。

なお、1人世帯については、「全国家計構造調査」（総務省）及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）の結果に基づいて算定した1人世帯の費目別標準生計費に、上記費目別平均支出金額の熊本市と全国の比を乗じて算定しました。

(熊本市)

(令和6年4月)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 37,723	円 47,915	円 62,279	円 76,643	円 91,110
住 居 関 係 費	46,953	52,635	48,517	44,400	40,282
被 服 ・ 履 物 費	7,220	6,742	10,292	13,842	17,410
雑 費 I	32,030	43,995	67,396	90,798	114,012
雑 費 II	11,338	20,475	25,673	30,934	36,196
計	135,264	171,762	214,157	256,617	299,010